

2025

現 況 の ご 報 告

三ヶ日町農業協同組合

この冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成した経営内容開示のための冊子（ディスクロージャー誌）です。

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

三ヶ日町農協は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当農協に対するご理解を一層深めていただくために、当農協の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2025 現況のご報告」を作成いたしました。

皆さまが当農協の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月 三ヶ日町農業協同組合

三ヶ日町農協のプロフィール

◇設 立	昭和36年3月	◇組 合 員 数	2,567人
◇本所所在地	浜松市浜名区三ヶ日町	◇職 員 数	133人
◇出 資 金	286百万円	◇支 所 数	1か所(都筑支所)
◇総 資 産	85,218百万円	◇子 会 社	三農サービス(株)
◇単体自己資本比率	29.75%	◇連結自己資本比率	30.93%

※令和7年3月末現在

※職員数は准職員を含めて記載しています。

※記載した金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

目 次

ごあいさつ	1
組合の経営理念・方針	
1. 経営理念	3
2. 経営方針	3
3. 経営管理体制	5
事業の概況（令和6年度）	6
事業の経過（令和6年度）	10
地域・文化への貢献と農業振興	
1. 農業振興活動	15
2. 地域貢献情報	16
コンプライアンス・リスク管理への取り組み	
1. コンプライアンス（法令等遵守）経営	17
2. リスク管理への取り組み	17
3. 内部監査体制	19
4. 金融ADR制度への対応	19
5. 金融商品の勧誘方針	20
6. 個人情報保護方針	21
当組合の概況	
1. 組合の機構	23
2. 組合員の状況	24
3. 組合員組織の状況	24
4. 役員の状況	25
5. 会計監査人の名称	25
6. 職員の状況	25
7. 役員・職員の報酬について	25
8. 沿革・歩み	26
9. 店舗・地区等の状況	26
事業のご案内	
1. 主な事業の内容	27
2. JAバンク基本方針・系統セーフティーネット	31
3. 商品・サービスのご案内	33
経営資料編	44
財務諸表の正確性等に関する確認書	169
開示項目掲載ページ一覧	170

ごあいさつ

組合員のみなさまへ

『組合員とともに創造 “農業と協同の未来”』

総代、組合員の皆様には、三ヶ日町農協の事業運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、令和6年度の世界情勢は大きな変動の中にあり、地政学的リスクの高まりやエネルギー資源の不安定化が続き、金融市場ではインフレ抑制と景気回復のバランスが問われる状況が続きました。また、世界各地で気候変動の影響が深刻化し、干ばつや豪雨など極端気象が農業生産に大きな打撃を与えています。

国内経済においても、円安や物価上昇が企業経営や家計に影響を及ぼす一年となりましたが、一方で、DX（デジタルトランスフォーメーション）化やGX（グリーントランスフォーメーション）化が進み、新たな成長機会も生まれています。農業を取り巻く環境については、気候変動による異常気象や生産コストの上昇が課題となるなか、スマート農業の推進や食料安全保障の重要性が再認識されました。

このような状況において、当農協では第十五次5か年計画の5年次となる令和6年度の事業を「農家組合員の農業所得の向上」「地域社会への適切なサービス提供」の基本方針に則り、取り組んでまいりました。

主力であるミカンでは表年の状況下、全国的に酷暑・乾燥に見舞われ、日焼け果やカメムシによる被害もあり、生産量は当初計画を大きく下回る結果となりました。シーズンを通して流通在庫が少なく、価格は堅調に推移することができました。最終荷受量は27,720 t（前年比 92.4%）と裏年の前年に比べ減少しましたが、最終的な市場売立金額は過去最高となる114億771万円（前年比129.3%）という結果となりました。販売事業は、ECサイトを中心に直販の取扱数量が増加し、前年を上回る実績となりました。購買事業では、昨年度で補助事業による大型農業機械の供給が一段落したため減少しました。信用事業では、ミカンの高値販売等により貯金残高700億円を達成することができました。これもひとえに、皆様方のご利用とご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

費用につきましては、減価償却費は減少したものの、施設老朽化による修繕やLED照明交換工事を行いました。また、プレオみっかびについては、減損会計の対象となることから相当額を特別損失に計上しています。事業外損益を含めた経常利益は3億378万円（前年比116.6%）、当期剰余金2億5,344万円と繰越剰余金を合わせた7億6,117

万円を当期末処分剰余金として計上させていただきます。

剰余金の内、出資に対する配当を3%、事業分量配当では貯金700億円達成の記念配当と、被害の大きかったカメムシ対策の農薬を加え、総額1億4,153万円を計上させていただきます。また、老朽化している建物の改修・建替のため農協施設改修準備金として1億円を積み立てます。販売事業は、過去最高の売立により当初計画を上回ったことから、柑橘荷受数量に応じて配当させていただきます。購買事業の期中戻し金等を含め、農協の有利性を是非ご理解いただき、さらなるご利用をお願いいたします。

子会社の三農サービス(株)につきましては、主力のミカン輸送において生産量減少等が影響し、運送収入全体で4億4,319万円(前年比92.8%)と減少しました。農作業受託事業は作業従事者を増員し、受託件数・受託金額ともに増加しております。燃料部門では、原油の高騰が続いている中、補助金も段階的に引き下げられたことから販売価格は高値推移となり、その他様々な需要減少要因が重なり、燃料油の供給量・供給高ともに減少しました。決算については、前年より減収減益となりました。

施設の整備につきましては、有線放送事業の廃止に伴い、有線放送電話施設の撤去と老朽化した有線放送会館を解体しました。今後も、他の施設等の活用方法について整備計画を検討していきます。

令和7年度は第十六次3か年計画の初年度となります。変化を前向きに捉え、柔軟な対応力と挑戦する姿勢で豊かな農業と暮らしやすい地域を目指して計画の着実な実践に努めてまいります。組合員・地域の皆様に必要とされる農協として今後も邁進してまいりますので、ご理解、ご利用を賜りますようお願い申し上げます。

当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、108ページ「三ヶ日町農協自己改革工程表」に記載しております。

令和7年7月

三ヶ日町農業協同組合
代表理事組合長 井口 義朗

三ヶ日町農協の理念と経営方針

夢と希望に満ちた緑豊かな地域づくりをめざします。

三ヶ日町農業協同組合は、緑豊かな地域農業を守り、
人にやさしい自然溢れる郷土を築きます。

皆さまの三ヶ日町農協は・・・

- **人** には思いやりと協同の輪の広がる三ヶ日町づくりをめざします。
- **くらし** には、安心・安全を与え、豊かさの創造をめざします。
- **地域** には、社会性豊かな活気とふれあい溢れる生活環境を創造します。
- **自然** には、豊かな農業を守り、水と緑と太陽にやさしい活動を展開します。

以上のような理念を追求しながら、**人のくらしと地域に密着**した事業展開を進めます。皆様のニーズにお応えするために、**協同活動の拡充**をさせて**文化の向上**を図り**地域社会に貢献**します。

当農協と本県JAグループは、生産者の所得向上による経営安定化をめざすことを主軸とし、さらに地域農業の維持・振興を図り、「食と農」の価値を共有する地域住民とともに活動する「**儲かる地域農業をマネジメントする協同組合**」を10年後の目指す姿とした、農協づくりをすすめています。

三ヶ日町農協の自己改革への取り組みは、「農業を基軸とした地域協同組合」として、「農業所得の向上」と「地域の活性化」に取り組んでいます。

◇農家組合員の農業所得の向上

生産者組織を通じて個々の農業経営と産地力を維持・向上します。

「生産部会の機能発揮による農業経営力の向上」、「面的農地集積による優良農地の有効活用」、「生産・販売の一体的な取り組みによる販売力の強化」、「生産から販売を通じたトータルでのコスト削減」、「ファーマーズマーケットを通じた元気な農業の継続」、「農家組合員の期待に応える営農指導の強化」などに取り組めます。

◇くらしの豊かさの実現

総合事業をくらしに役立てます。

「地域の期待に応える事業の展開」などを進めていきます。

協同活動を通じて、暮らしやすい地域づくりに取り組めます。

「組合員等の暮らしを支える活動の展開」などを進めていきます。

◇農協の健全な運営

組合員の意見反映と仲間づくりを進めます。

「農協運営への意見、要望の反映」、「農業協同組合に共感する仲間づくり」、「農業協同組合を担う人づくり」、「戦略的広報活動による農協への理解促進」などに取り組めます。

農協経営の健全性確保に努めます。

「持続可能で健全な農協経営の確保」、「環境変化に対応した事業体制等の構築」などに取り組めます。

経営管理体制

◇経営執行体制

当農協は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行に組合員の各層の意思反映を行うため、青年部の代表が参与として専門委員会に出席しています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

また、令和5年6月の総代会の役員選任で、改正農協法の理事構成要件に適用するよう、また自己改革や3か年計画の目標である農業所得の向上や事業を通じた地域社会への貢献等の改革を進めるため、認定農業者等の地域農業の担い手や、農協事業に実践的な能力を有する者等を理事に登用しました。

一事業の概況一

【信用事業】

皆さまからお預かりしました令和6年度末の貯金残高は、720億8,353万円となりました。物価高騰などによる貯金の流失は多いものの、年金振込口座の獲得による安定的な貯金の流入やミカンの高値販売により、貯金残高は大幅に増加し、前年比103.6%、25億2,460万円増加しました。貸出金は35億4万円となり前年より1億4,096万円減少し、前年比96.1%となりました。

三ヶ日町農協の金融事業は、組合員と地域住民の皆さまのご利用で成立っています。皆さまの身近な金融機関として、便利で安全有利な機能の発揮に努力しております。貸出金も主に地域の農業振興資金や地域の皆さまの生活関連資金を中心にご融資致しております。今後も時代に適合したサービスの充実に努めていきます。

自己資本比率は29.75%を示しています。最低自己資本比率4%を大きく上回り、農協経営の高い健全性の裏付けとなっています。また、不良債権に対しては保全措置が図られており、保全は充実しております。貸出については厳格な審査を実施し、資金管理についてはALM委員会等でリスク管理を徹底し、より健全な経営を維持するよう努力を続けてまいります。

【共済事業】

J A共済は、「ひと・いえ・くるま」と幅広い商品で、組合員・利用者の生命と財産を守り事業展開をしております。人口の減少や高齢化の伸展、社会環境の変化により共済保有高・契約者数が減少しています。そのような中、「契約者へ安心を提供する」ことを最重要事項として取り組みました。

建更共済では、保障の有利性をPRしました。「ひとの保障」では、医療共済、がん共済、介護共済、特定重度疾病共済など相続・税金対策の提案を行いました。

生命共済関係では、身近な生活習慣病のリスクに備えた特定重度疾病共済など医療保障を充実させた商品、特約も充実しています。また、自動車共済・自賠責共済等の損害共済においても加入率が高く、自動車共済へ弁護士特約の付加をPRし保障の充実を図りました。皆さまのご期待に応えさせていただいており、常に誠意をもって事故の相談に対応させていただいております。

「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、組合員の皆さまをはじめ、地域の皆さまのくらしのパートナーであり続けるために、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートします。

【購買事業】

購買事業の取扱高（一般企業でいう売上高）は、27 億 8,622 万円で前年比 92%となりました。

肥料・農薬注文システム【AGPOS（アグポス）】が本稼働となり新たな購買体制の構築に向けて取り組みました。農薬については、病虫害の発生による殺虫剤や雑草対策のため除草剤の供給が増加し、前年比 105.5%となりました。肥料は、安定供給と利用率の向上に向けて予約購買を中心に取り組みました。資材については、高品質ミカンへ向けての積極的な取り組みが行われ、前年比 115.3%となりました。

生活購買は、暮らしを支える商品の提供と、社会の変化を的確に捉え地域に貢献できる事業に取り組みました。オートパークでは国内自動車メーカーによる不正行為が発覚し、リコールの発生や品質問題がクローズアップされましたが、新車の納期遅延は徐々に解消され新車販売については供給台数、金額ともに前年を上回りました。

【販売事業】

販売事業の取扱高（組合員が生産した農畜産物を市場等で販売した金額）は、121 億 41 万円で前年比 124.3%となりました。ミカン販売は夏季の高温干ばつによる日焼けや裂果の被害に加えて、カメムシによる被害を受け、全国的な絶対量不足により異例の高値販売となりました。需給バランスは完全に崩壊した状態となり、中生種、晩生種になると流通量はさらに減少したことで、贈答需要や年末特需への対応もままならないこととなりました。年明けも需要に対する供給不足によって単価は右肩上がりとなりましたが、高値による買い控えから徐々に荷動きが鈍化し、売場の縮小に伴い滞留在庫も増加しました。最終まで荷動きが回復するまでには至りませんでした。果実全般に流通量は少なく単価に影響を及ぼさなかったため、取扱高は 97 億 6,883 万円で前年比 129.6%と前年を大きく上回りました。

特販課では、あおしまみかんジュースを始めとした加工品の計画的な製造、販売により業者間取引の拡充に努めました。配送面では 7 月に竣工された農産物流通センターにて配送業務を集約し、遅滞なく効率的な配送を行い、直販実績は順調に推移（前年比 116.3%）しました。農産販売は、年間を通して夏季は異常高温や干ばつ、冬季は低温干ばつによる影響もあり、そ菜類（前年比 83.6%）、花き類（前年比 80.4%）で前年を下回りました。果実類は、シャインマスカットの経営樹面積の増加により前年比 103.5%となりました。

畜産は、物価高の影響から家庭消費が減退し、和牛を中心に牛枝肉相場が軟調に推移したことから単価は前年を下回りましたが、頭数の増加により取扱高は前年を上回りました。肉豚は銘柄豚契約販売により、子豚は年間一本価格での相対取引によって、それぞれ前年を上回る単価で取引はできましたが、取り扱い頭数が減少したため、取扱高は前年を下回りました。また、ブロイラーは契約生産の出荷ローテーションにより、取扱高は前年を下回りました。畜産全体の取扱高は12億9,541万円で前年比101.2%となりました。

【その他の事業】

葬祭事業は葬儀・法事など組合員の皆さまだけでなく、広く地域住民のご理解・ご利用をいただいています。

以上の結果、税引前当期利益は2億8,127万円となりました。最終的に、税引後当期剰余金は2億5,344万円となりました。

【組合が対処すべき重要な課題】

当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、事業計画の付属資料である「自己改革工程表」に記載しております。

1. 農業振興

温暖化に対応した栽培技術指導を強化し、コスト削減や価格転嫁を実現して組合員の農業所得向上に努めます。

2. 基盤強化

「生産基盤」「経営基盤」「組織基盤」を強化し、持続可能な事業運営体制の構築に努めます。

3. 施設設備

長期的視野に立った施設更新プランを策定し、固定資産の有効活用を検討します。

4. コンプライアンス管理体制の強化

組合員や地域の皆様に信頼され、安心してご利用いただけるよう、コンプライアンス体制の充実・強化に取り組みます。

【金融円滑化に対する対応】

1. 取組方針

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け取り組んでまいります。

2. 取組体制

- (1) 組合長以下、関係役員、部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当農協全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

事業の経過

年 月 日	処 理 事 項
令和6年4月2日	経営計画発表会
4月2日	監事会
4月8日	女性部支部長会
4月8日	農事部長会
4月11日	洋ラン部会総会
4月11日～12日	みのり監査法人 期末Ⅱ監査
4月18日	花き部会総会
4月20日	第72回三ヶ日町農協女性部通常総代会
4月20日	第72回三ヶ日町農協青年連盟通常総会
4月22日～25日	第1回青空座談会
4月22日～26日	みのり監査法人 期末Ⅱ監査
4月23日	第34回農青連同志会シルバークラブ総会
4月24日	理事会
4月25日	支部長会
4月26日	園芸委員会
4月26日	第57回三ヶ日町農協青年連盟OB同志会総会
4月30日	第30回三ヶ日町農協女性部OG会総会
5月2日	ミカン葉花比調査
5月2日	女性部支部長会
5月8日～10日	監事決算監査
5月9日	農事部長会
5月11日	金融なんでも相談会
5月15日	ミカン着花調査
5月15日	柑橘生産指導審議会
5月15日	監事会
5月15日	農薬空ポリ容器他回収
5月15日～23日	女性部くらしの座談会
5月17日	監事との定期的会合
5月17日	監事会
5月19日	柑橘基礎セミナー
5月24日	理事会
5月29日	支部長会

年 月 日	処 理 事 項
6月3日～27日	タイヤ・オイル・バッテリー特価キャンペーン
6月5日～9日	初盆祭壇展示会
6月6日	農事部長会
6月7日	監事会
6月8日	農機センター・オートパーク・組合員生活課合同展示会
6月10日～20日	第2回青空座談会
6月13日	肥料審議会
6月14日	監事会
6月14日17日～18日	年金感謝デー
6月15日	農青連全体交流会
6月16日	柑橘基礎セミナー
6月18日	農薬安全使用講習会
6月18日	理事会
6月21日	第63回通常総代会
6月21日	臨時監事会・臨時理事会
6月27日	支部長会
6月27日～28日	女性部日帰り研修
7月1日～30日	タイヤ・オイル・バッテリー特価キャンペーン
7月2日～3日	組織代表者地区別懇談会
7月4日	女性部支部長会
7月5日	ミカン葉果比調査
7月5日	農事部長会
7月8日	みのり監査法人 計画Ⅰ監査
7月9日	第65回三ヶ日町柑橘出荷組合総会
7月16日～26日	農協支部座談会
7月17日	農薬空ポリ容器他回収
7月21日	柑橘基礎セミナー
7月23日	農産物流通センター竣工式
7月25日	ミカン摘果確認巡回
7月26日	理事会
7月26日	監事会
7月30日～8月2日	県常例検査
7月31日	支部長会

年 月 日	処 理 事 項
8月2日～3日	シャインマスカットフェア
8月13日	イチジクフェア
8月17日	サマーフェスティバル
8月19日～23日	第3回青空座談会
8月26日	理事会
8月26日	監事会
9月3日	女性部支部長会
9月4～5日	中央会 業務監査
9月5日	農事部長会
9月7日	金融なんでも相談会
9月11日	農青連食農教育「収穫」
9月12日	柑橘生産指導審議会
9月18日	肥料審議会
9月18日～20日	みのり監査法人 期中Ⅰ監査
9月24日	ミカン葉果比調査
9月25日	農薬空ポリ容器他回収
9月25日	理事会
9月25日～10月3日	中間記帳指導
9月30日	仮決算在庫調査
10月1日	支部長会
10月1日	園芸委員会
10月1日～30日	タイヤ・オイル・バッテリー特価キャンペーン
10月2日	ミカン収量調査
10月3日	農事部長会
10月9日	女性部支部長会
10月10日～29日	肥料年特座談会
10月14日	女性部スポフェス2024
10月20日	柑橘基礎セミナー
10月23日	柑橘頌徳祭
10月25日	理事会
10月26日～27日	自動車展示会
10月28日～30日	監事仮決算監査

年 月 日	処 理 事 項
11月1日～28日	タイヤ・オイル・バッテリー特価キャンペーン
11月7日～8日	みのり監査法人 計画Ⅱ監査
11月11日	監事会
11月11日	柑橘生産指導審議会
11月13日	農薬空ポリ容器他回収
11月14日	監事との定期的会合
11月25日	理事会
11月25日	監事会
11月30日	みかんの里三ヶ日ウォーク
12月5日	農事部長会
12月13日	第51回静岡県JA青年大会
12月16日	農薬審議会
12月18日	JA静岡県女性組織協議会設立75周年記念 第54回静岡女性大会
12月18日～25日	年末調整手続き
12月26日	理事会
12月26日	支部長会
令和7年1月7日	農青連OB同志会新年会
1月7日	女性部支部長会
1月8日	農事部長会
1月10日	農協祭『ミカン品評会』
1月10日	園芸委員会
1月11日	第47回農協祭
1月15日	監事会
1月18日	柑橘基礎セミナー
1月22日	首相官邸で総理大臣へ三ヶ日みかん贈呈
1月27日	理事会
1月27日～2月7日	ミカン剪定講習会
1月27日～3月17日	最終記帳指導
1月29日～30日	みのり監査法人 期中Ⅱ監査
1月30日	支部長会

年 月 日	処 理 事 項
2月1日	自動車展示会
2月1日	金融なんでも相談会
2月3日～26日	タイヤ・オイル・バッテリー特価キャンペーン
2月4日	園芸委員会
2月5日	農青連食農教育「収穫祭」
2月7日～8日	洋ランフェア
2月12日	監事会
2月14日	柑橘産地持続化プロジェクト
2月14日17日～18日	年金感謝デー
2月15日	柑橘基礎セミナー
2月25日	女性部支部長会
2月26日	理事会
2月26日	SS安全講習会
3月4日～6日	みのり監査法人 期中Ⅲ監査
3月6日	監事会
3月7日	農事部長会
3月25日	女性部支部長会
3月25日	理事会
3月28日	支部長会
3月31日	みのり監査法人 期末Ⅰ監査
3月31日	決算在庫調査

農業振興活動

当農協は、農業に基盤をおいた協同組織です。農業は地域の重要な産業であり、農協は地域農業の振興のため事業・活動を展開しています。(事業の経過)

販売体制の強化、農業生産指導の強化、直売所による販売強化特産品の販路拡大などを進め「農家組合員の農業所得の向上」に取り組んでいます。さらに産地持続化プロジェクトによる成長戦略の立案を通し、生産量維持・拡大に向けた支援策の検討をしていきます。

◇農家組合員の農業所得の向上に取り組めます

生産者組織を通じて個々の農業経営と産地力を維持・向上します。

1. 生産拡大に直結する農業振興

- ・生産拡大を担う多様な担い手の育成・確保
- ・生産部会の機能発揮による農業経営力の向上
- ・組織力の強化

2. 生産・販売の一体的な取り組みによる販売力の強化

- ・選果場施設運営の検証・見直し
- ・市場販売強化と情報の共有化
- ・ブランド価値の向上

3. 生産から販売を通じたトータルでのコスト削減

- ・生産資材費コスト生産の削減・研究
- ・農業機械のレンタル事業の実施
- ・農機具整備・修理体制の強化
- ・労力軽減資材の研究

4. 農家組合員の期待に応える営農指導の強化

- ・重要病虫害対策の防除指導
- ・隔年結果是正に向けた栽培技術指導の展開
- ・販売、生産、経営・地図情報に基づく提案型指導・面談
- ・援農者の労働力確保・募集

5. 優良農地の有効活用

- ・農地中間管理事業の積極的な推進
- ・農業経営支援システムを活用しての樹園地ニーズの掘り起し、農地銀行の機能をより発揮した園地流動化の推進
- ・基盤整備による優良農地の確保

6. インターネット販売・DM通販の強化

- ・ECサイトの運用強化と集客・販売高増加

地域密着型金融への取り組み

(中小企業等の経営改善及び地域の活性化のための取り組みの状況)

当農協は、地域金融機関として地域社会の活性化に努めています。「地域密着」を経営の基本理念として掲げ、主として組合員及び地域の個人・法人を対象とし、常に地域社会への貢献を心掛けた与信を行っています。

また、担い手育成と地域農業発展のため、農業経営の維持・拡大に向けた支援を行っています。

地域貢献情報

当農協は、農業者を中心に地域の皆様が組合員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営される協同組織であり、農業・地域の活性化に資する地域金融機関を目指しています。

また、皆様からお預かりした貯金等の資金は、資金を必要とする組合員や地域の皆様などにご融資し、農業、事業や暮らしのお手伝いをさせていただいております。

農協は金融ばかりでなく総合的に事業活動をしています。また、農業や助け合い活動を通じて、地域社会・文化への貢献に努めています。

コンプライアンス（法令遵守）への取り組み

コンプライアンスとは、企業が企業活動を行うに際して、関係法令等を厳格に遵守することをはじめ、社会規範を全うすることをいいます。

〔コンプライアンス基本方針〕

当農協は、金融機関の一員として、その社会的責任を果たし、皆様が安心してご利用できるよう、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことが重要と考えています。そのため、役職員にコンプライアンスの意識づけを徹底し、次のとおりコンプライアンス態勢の確立に努めています。

〔コンプライアンス運営態勢〕

- ・ 常勤理事および部長で構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会を中心とする内部管理体制を構築するとともに、全役職員に守るべき法令や規範を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、研修会等を通じて役職員のコンプライアンス意識の高揚に努めています。

コンプライアンスプログラムを毎年度策定し、統括部署がその進捗管理を行っています。

- ・ 利益相反行為、その他重要な取引については、その都度理事会に付議する等、理事に課せられた忠実義務、善管注意義務を遵守するため、理事相互間のけん制を徹底しています。
- ・ 監事3名を置き、理事会に出席するとともに、半期ごとに全事業所を対象に厳正な監査を実施し、理事の業務執行の妥当性、適法性を監視しています。

また、監事のなかに常勤監事、員外監事を置き、監査の充実に努めています。

- ・ 各事業ごとに、法令等に準拠した詳細な事務マニュアルを作成し、研修会等を通じて、担当職員にその遵守を徹底しています。
- ・ 賞罰は経営会議にて協議し、法令違反には厳しく対処する体制を整備しています。
- ・ 組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、相談・苦情窓口の「苦情相談窓口」を設置しています。

リスク管理への取り組み

当農協では、経営上発生する可能性のある各種リスクに対応するため、次のとおりリスク管理に努めています。

また、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当農協の特性に応じた態勢を整備します。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、融資先等の経営悪化等により、融資した資金の元本ないし利子の回収が困難となり、損失を被るリスクを指します。

当農協では、本所に審査部署を設置し、審査体制の充実を図るとともに、月次の延滞管理、本所ヒアリングの実施等を通じ、債務者の状況変化に早期に対応できる体制を確立しています。また、大口の債務者については、定期的に理事会に経営状況を報告し、重要な個別案件については理事会で対応方針を決定しています。

さらに、厳正な資産自己査定を実施し、十分な償却・引き当てにより財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、有価証券等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産の価値が変動し損失を被るリスクや資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミ

スマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当農協では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、一定のルールを設定し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、状況に応じた意思決定を行っています。運用の結果については、運用部門以外のリスク管理部門が常時チェックし、定期的に理事会等に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当農協では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。有価証券等も国債等の債券や上場株式に限る流動性の高い商品に限定しています。また、余裕資金（調達資金の貯金と運用資金貸出金の差額）の一定額以上を静岡県信連に預け入れ十分な支払資金を確保しています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当農協では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスクなどについて、事務手続にかかる各種諸規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会等に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、貯金や融資・為替などの取引に伴って発生する各種事務を適切に処理しなかったために生じる事故によって損失を被るリスクを指します。

当農協では、電算化により事務処理の効率化を図るとともに、階層別・業務別研修会を開催し、事務処理の徹底および精度向上に努めています。

さらに、内部監査による年1回以上の監査および管理者による月次の店内検査の実施を通じ、事故の未然防止並びに事務処理の正確性の検証を行っています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、災害やコンピュータ機器・通信回線の故障などによるコンピュータ・システムの停止または誤作動、電算システムの不備によって損失を被るリスクを指します。

当農協では端末機・ATM等自動化機器・回線等の保守管理を徹底するとともに、系統組織と連携し、システムの運用には万全を期して取り組んでおり、障害等に備え管理マニュアルを策定しています。

内部監査体制

当農協では、内部監査部門を事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、農協の本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当農協では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当農協の苦情等受付窓口（電話：053-525-1011（月～金 8時～17時））

② 紛争解決措置の内容

当農協では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

「信用事業」

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

① の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話 03-6837-1359）にお申し出ください。

「共済事業」

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.htm>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibennrenn.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。か、①の窓口にお問い合わせください。

金融商品の勧誘方針

当農協では、金融商品販売法の規定にもとづき下記の「勧誘方針」を定め、店頭にポスターを掲示し、職員研修を行うなど、体制の整備に努めています。今後も商品やリスクの内容について皆様に十分ご理解いただけますよう、従来以上に職員教育に努めていきます。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

平成 20 年 10 月 1 日
三ヶ日町農業協同組合

個人情報保護方針

三ヶ日町農業協同組合個人情報保護方針

三ヶ日町農業協同組合

(平成17年4月1日制定、令和4年7月25日最終改訂)

三ヶ日町農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

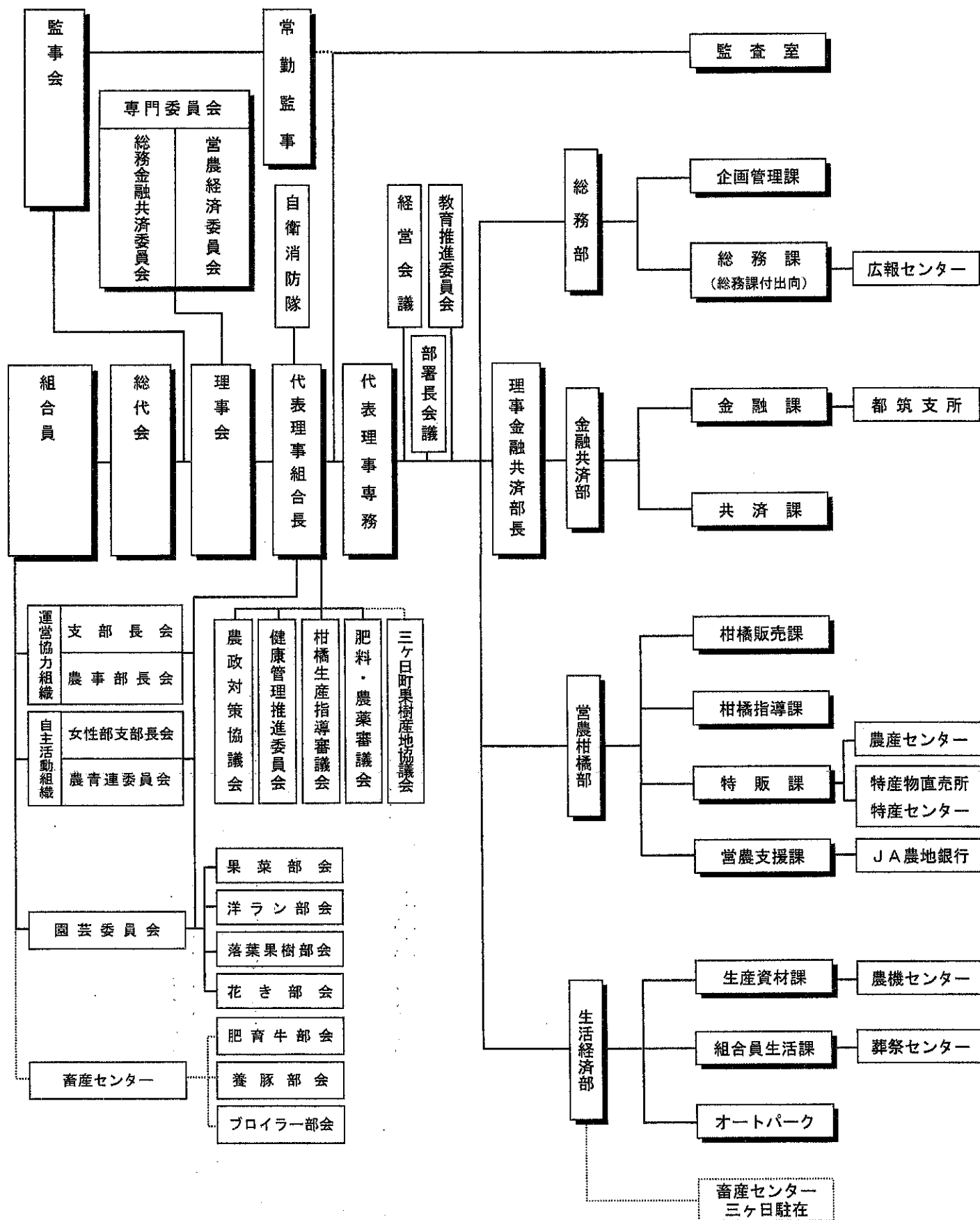
9. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

なお、「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」については当農協ホームページでご覧いただけます。

ホームページアドレス：[https:// mikkabi.ja-shizuoka.or.jp/](https://mikkabi.ja-shizuoka.or.jp/)

1. 組合の機構 (R7. 7. 1 現在)



２．組合員の状況

(単位：人)

資格区分	令和５年度末			令和６年度末
		当期増加	当期減少	
正組合員数	1,498	5	18	1,485
准組合員数	1,109	16	43	1,082
合 計	2,607	21	61	2,567

３．組合員組織の状況

当組合の組合員組織は、組合員の自主的な組織であり、組織の規則等の改廃は組織自らがを行い、運営や活動について農協の承認をえるような組織ではありません。ただし農協の目的である農業・地域振興、協同組合活動、事業利用を法人である農協と協働して行う組織であることから、次の組織を組合内組合員組織としています。

(令和６年度末)

組織名	構成員数
支部長会	33
農事部長会	27
女性部員	362
農青連盟友	111
肥育牛部会	6
養豚部会	4
ブロイラー部会	2
果菜部会	15
洋ラン部会	6
落葉果樹部会	16
花き部会	36

4. 役員の状況

(令和7年7月現在)

役職名	氏 名	役職名	氏 名
代表理事組合長	井口義朗	理 事	石川嘉一
代表理事専務	森田泰行	〃	大野欣亨
理事金融共済部長	久米孝征	〃	和田勝美
理 事	高橋一浩	〃	山口とも子
〃	河西佳宏	〃	山口小夜子
〃	山本義幸	代表監事	藤山政且
〃	河西眞吾	常勤監事	中村眞子
〃	堀尾伸吾	員外監事	立石健之

5. 会計監査人の名称 (令和7年7月現在)

監査人 みのり監査法人

所在地 東京都港区芝5-29-11

6. 職員の状況 (令和7年3月末) (単位:人)

	令和5年度末	令和6年度末
正職員	110	108
正職員に準ずる者	24	25
合計	134	133

注:「正職員に準ずる者」とは、正職員に準ずる身分(労働条件)で、雇用期間が概ね1年以上継続している者を表します。なお、上記人数の中には、臨時的・季節的雇用者は含んでおりません。

7. 役員・職員の報酬について

当農協の役員報酬については、報酬総額が正組合員等が構成員の審議会の答申に基づき、毎年度総代会で決定され、役員個別報酬額は責任等に応じ理事会等で決定しています。また退職慰労金はあらかじめ総代会で決められた基準に従い、支払年度の総代会で決定しています。いずれの報酬も業績により連動する体系ではなく賞与等や割増退職金制度はありません。

職員の給与は給与規程で規定していますが、年額報酬で当農協の常勤役員報酬の平均を超える重要な職員はおりません。また、子会社役員職員も当農協の常勤役員報酬平均を超えるものはおりません。

8. 沿革・歩み

昭和36年 3月	「東濱名農業協同組合」と合併「三ヶ日町農業協同組合」発足
昭和38年12月	くみあいマーケット開店
昭和43年 4月	くみあい整備工場完成
昭和44年 7月	お茶の間座談会開始
昭和45年 9月	特産センターオープン
昭和50年10月	柑橘選果場完成
昭和51年 7月	三農運輸㈱設立
昭和52年12月	トレーニングセンター完成
昭和53年 1月	第1回農協祭を開催
昭和58年12月	営農センター完成
平成 5年12月	プレオみっかびオープン
平成13年10月	柑橘選果場新選果システム完成
平成16年 1月	JASTEM（新信用システム）・Compass-JA（会計システム）へ移行
平成18年 7月	㈱アグリサポートみっかび設立
平成21年 8月	都筑支所新店舗オープン
平成22年 6月	肥料農薬配送センター・農機センター完成
平成22年12月	特産センター新装オープン
平成25年11月	釣太陽光発電所完成
平成26年 8月	Aコープ三ヶ日店閉店
平成26年11月	特産物直売所オープン
平成26年11月	「プレオみっかび」新装オープン
平成27年 3月	㈱アグリサポートみっかび解散
平成27年 7月	第1回サマーフェスティバル開催
平成27年 8月	平山太陽光発電所完成
平成28年12月	三ヶ日高校元施設（県有財産）一般競争入札による取得
令和 2年 5月	新柑橘選果場新設工事請負業者一般競争入札会実施
令和 3年11月	新柑橘選果場完成
令和 6年 7月	農産物流通センター完成

9. 店舗・地区等の状況

(1) 地区

当農協は、浜松市浜名区三ヶ日町を地区としています。

(2) 店舗等

店舗名	住 所	電話番号	CD・ATM設置台数	金融事業以外の主な事業の概要
本所	三ヶ日町三ヶ日885	053-525-1013	3	共済・購買・販売・指導
都筑支所	三ヶ日町都筑2458-3	053-526-7032	2	共済・購買

なお、経済事業の施設として、特産物直売所、オートパーク、集荷場等、様々な施設を保有しております。

当農協には、特定信用事業代理業者はありません。

～ 事業のご案内 ～

三ヶ日町農協は、広範な事業を展開しています。

三ヶ日町農協は、皆さまの地域密着の協同組合として、個々の経営から暮らしに関する総合的な業務を行っております。

【信用事業】

身近な金融機関として、貯金・融資・投資信託・内国為替・年金と併せて各種金融相談事業を行っております。

【共済事業】

生命・財産そして日々の安心・安全を提供するために終身・養老・こども共済はもちろん、医療共済、年金共済、介護共済、建物更生共済、そしてリスク細分型を導入した自動車共済をメインに総合保障の提供を目指しています。また、自動車・自賠責共済と交通事故相談等も行っています。

【購買事業】

日常の皆様の消費生活に欠かすことのできない必需品。車両・農機具などの耐久消費材、さらに肥料・農薬・農業施設などの生産諸資材の供給と幅広い事業を行っております。

【販売事業】

特産のミカンをはじめ、町内で生産された農産物やみっかび牛に代表される畜産物の販売事業を行っております。

【指導事業・その他】

日常の活動に役立つ農業生産から生活・税務などの各種指導事業や相談事業、葬祭事業などを行っております。

・・・ 具体的な事業 ・・・

信用事業

三ヶ日町農協は、経営や暮らしに役立つ業務を行っています。

信用事業は、貯金・融資・為替などいわゆる銀行業務と同じ内容の業務を行っています。この信用事業は、三ヶ日町農協と県と全国の系統機関が全国的な組織で有機的に結びつき、農協系統金融機関として大きな組織力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員をはじめ、地域の皆さまから貯金をお預りしております。総合口座、普通貯金、定期積金、定期貯金などの各種貯金を目的・期間・金額に合わせて身近な金融機関としてご利用いただいております。

◇ 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域の皆さまの暮らしや営農・経営に必要な資金をご融資しております。また、地域振興資金なども活用していただき、地域経済の発展に貢献しております。さらに、日本政策金融公庫や住宅金融支援機構など関連公庫等の融資の申込みの取次ぎもいたしております。

◇ 為替業務

全国の農協・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、三ヶ日町農協の窓口を通じて全国どこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てが安心・確実・迅速にできる内国為替を取扱いしております。

◇ 農林中金代理業務

投資信託等の取扱いを実施しております。個人顧客の金融資産運用ニーズはますます多様化している中で、他行と同様の商品が取り揃えてあります。

◇ サービス・その他

金融オンラインシステムにより、各種自動受取り、給与振込みや自動支払い、口座振替サービスなどを行っております。また、国債の窓口販売や保護預り、全国のお農協での貯金の預入れや引出し、銀行や信用金庫・郵貯など全国の金融機関との連携によるキャッシュサービスも致しております。

一人ひとりの生涯にわたるしあわせづくりを力強くサポートします。

◇長期共済

☆ 終身共済

万一の備えに万全な、生涯保障プラン。多彩な特約で、保障内容を自由設計できるのが特長です。

☆ 養老生命共済

万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させた共済。後遺障害も手厚く保障します。

☆ 定期生命

お手頃な共済掛金で万一保障をしっかりと準備できます。

☆ 引受緩和型終身共済

健康に不安のある方もご加入しやすくなっています。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。

☆ 医療共済

日帰り入院から長期入院への保障、手術や先進医療に対しても万全な医療保障です。

☆ 引受緩和型医療共済

健康に不安がある方もご加入しやすい医療保障。日帰り入院から手術、放射線治療を一生涯保障します。

☆ がん共済

あらゆる「がん」を診断時から再発・長期治療まで一生保障します。

☆ 生活障害共済

身体の障害状態を幅広く、原因が病気かケガかを問わず保障します。

☆ 特定重度疾病共済

三大疾病や身近な生活習慣病のリスクに備え幅広く保障します。

☆ 認知症共済

認知症はもちろん、軽度認知障害（MC I）まで幅広く保障します。

☆ 介護共済

介護の不安が増す高齢期にもしっかり対応した一生涯の介護保障です。所定の要介護状態になったとき「介護共済金」をお受け取りになれます。

☆ 予定利率変動型年金共済

積立感覚で老後の生活資金が準備出来ます。予定利率が自動的に見直される年金保障です。

☆ こども共済

お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプラン。契約者が万一のときは、満期までの掛金が免除となります。

☆ 建物更生共済

火災はもちろん、台風や地震などの自然災害もしっかり保障します。火災や自然災害によるケガにもそなえられます。

◇短期共済

☆ 自動車共済

対人・対物賠償をはじめ、人身傷害、搭乗者傷害、車両、車両諸費用など割安な掛金で万一の自動車事故を幅広く保障します。

☆ 自賠償共済

法律ですべての自動車に加入が義務付けられています。ハンドルを握る人には、欠かせない車の共済です。

自賠償共済セット割引もあります。

☆ 傷害共済

日常のさまざまなアクシデント（死亡・後遺障害・入院・通院）を安心プランで保障します。

◇共済事業の利用者還元

「信頼に応える事業運営と地域社会への貢献」を目的として、長期共済保有額（生命系）に応じて人間ドックの助成など加入者サービスを実施しております。

「JAバンク基本方針」について

「JAバンク基本方針」は、「JAバンクシステム」を確立するため、JA・信連・農林中金が一体となって取り組むべき基本的な事項について、JAバンクの総意として定める「行動規範」です。

JAバンク基本方針の概要

I 「JAバンクシステム」の基本的方向

- 1 JA・信連・農林中金の総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
- 3 資金を安全・効率的に運用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止
- 4 健全な経営を持続するため、経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善を実施
- 5 指定支援法人*に基金を設定し、これを財源に経営改善や組織統合に必要な支援を実施

*指定支援法人：(一社)ジェイエイバンク支援協会が、指定支援法人としての役割を担っています。

II 「JAバンク会員」の役割等

- 1 農林中金の役割 (JAバンクの総合的戦略等の樹立、JA・信連に対する必要な指導、「JAバンク中央本部」の設置・運営、特定承継会社を適切に運営、JA・信連の会計監査人との間で情報連携を図る、JA・信連の経営管理高度化に向けた支援)
- 2 JA・信連の役割 (農林中金の指導の遵守、「JAバンク県本部」の設置・運営、一体的な事業運営への取組、JAの経営管理高度化に向けた支援)
- 3 中央会・全共連との連携 (JAバンクシステムの適切な運営のため、必要に応じ中央会及び全共連と連携)

III 「JAバンク会員」の責務

- 1 JAバンクの一体的事業運営 (JAバンクの総合的戦略に基づく一体的な事業運営)
- 2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保 (信連・農林中金への資金預入、相互援助預金預託基準・余裕金運用自主ルール等の遵守)
- 3 経営状況の報告等 (経営管理資料、その他経営状況に関する事項について農林中金に報告、農林中金が求める調査の対応)
- 4 資金運用制限ルールの遵守 (実質自己資本比率、業務執行体制にかかる基準に該当した場合、体制・体力に応じた資金運用範囲の制限)
- 5 経営改善ルールの遵守 (経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強等経営改善策の確実な実行)
- 6 組織統合ルールの遵守 (経営継続上の重大な問題が生じた場合、信連・農林中金への信用事業譲渡等を実施)
- 7 会計監査人監査等への適切な対応 (内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人監査に基づいて経営の透明性及び信頼性を確保)
- 8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守 (信連・農林中金への信用事業譲渡を行う場合、計画を策定し実践)
- 9 指定支援法人への財源拠出 (毎年度必要な財源を拠出)

IV 「JAバンク会員」が享受するメリット

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い
- 3 「JAバンク」商標、及びこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用
- 4 指定支援法人の支援

V 基本方針を遵守しない会員に対する措置 (ペナルティー)

基本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は勧告・警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、会員からの強制脱退措置を講ずる。

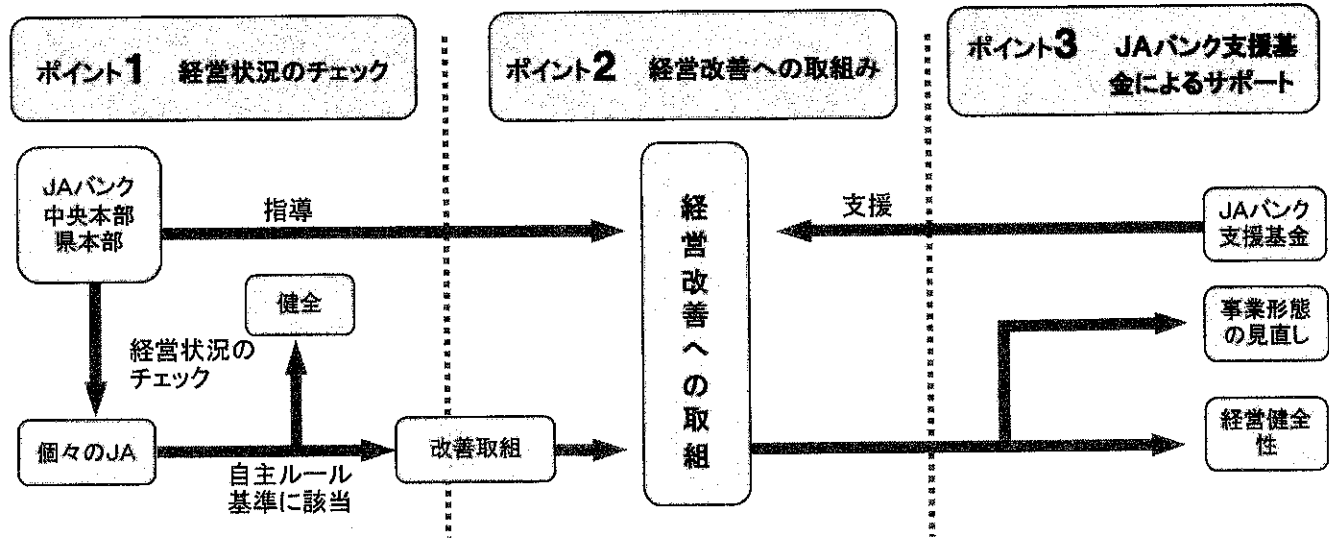
VI 基準等の変更

金融情勢・JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの信頼性を確保する観点から、基本方針の内容・基準について毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

JAバンクの安心をささえる2つの制度

① 破綻未然防止システム（JAバンク独自のシステムです。）

JAバンク全体で経営の健全性を確保し、組合員・利用者の皆様に一層の「安心」をお届けします。



(注1)2024年3月末における残高は、1,651億円となっています。

② 貯金保険制度（国による公的制度です。）

貯金者を法律によって保護する保険制度です。（貯金には、保険がかけられています。）

対象貯金等		対象以外貯金等
当座貯金 普通貯金 別段貯金	その他の貯金等 定期貯金、定期積金、貯蓄貯金等	対象以外貯金等 外貨貯金、譲渡性貯金等
決済用貯金(注1) (利息がつかない等の条件を満たす貯金)		
決済用貯金以外の貯金	合算して元金1,000万円までとその利息等(注2)	破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払い (一部カットされることがあります。)
全額保証		

(注1)「無利息、要求払い、決済サービスを提供できていること」という3つの条件を満たすものです。

(注2)1,000万円を超える元本とその利息等については、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります

(注3)なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2024年3月末現在で4,785億円となっています

信用事業のご案内（主な取扱商品）

貯 金

（令和7年7月現在）

種 類	内 容	期 間	預入単位等
普通貯金	いつでも出し入れができ、お財布代わりにご利用できます。この口座は年金・給与・配当金などの自動受取、公共料金・税金などの自動支払いにご利用できます。 さらにキャッシュカードでCD/ATMをご利用になると一層便利です。また、キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用できます。 貯金保険制度により全額保護される、無利息の普通貯金無利息型（決済用）もあります。	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。
総合口座	普通貯金に定期性貯金（メリットツー・スーパー定期・大口定期・期日指定定期・変動金利定期）・定期積金をセットすることで、定期性貯金・定期積金残高の90%（千円未満切捨て）、最高200万円まで貸越できる大変便利な商品です。「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えています。年金・給与・配当金などの自動受取、公共料金・税金などの自動支払いにご利用できます。 さらにキャッシュカードでCD/ATMをご利用になると一層便利です。また、キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用できます。 貯金保険制度により全額保護される、総合口座（普通貯金無利息型（決済用））もあります。 個人のお客様専用商品です。	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて6段階の金利が設定されています。 なお、給与・年金等の自動受取や公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。 個人のお客様専用商品です。	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。
当座貯金	お客様からのご依頼により決済資金をお預かりし、手形・小切手の支払いを行うための口座です。	特に期間の定めはございません。	お預け入れは1円以上1円単位。 無利息です。
通知貯金	ごく短期間の運用に便利です。解約の場合2日前までにご連絡いただきます。	特に期間の定めはございません。（ただし7日間の据置期間が必要です。）	お預け入れは最低5万円以上1円単位。
メリットツー	複数ある定期貯金を順次まとめていく、おまとめサービス機能と、一定の据置期間経過後の一部(*)支払機能のある定期貯金です。貯めながら、必要な時はいつでもお引き出しができる便利な定期貯金です。個人のお客様専用商品です。 *基準定期の利率に設定されている金額階層を下回る一部支払はできません。	1年、3年の定型方式です。	お預け入れは1円以上1円単位。 おまとめの対象定期として追加でお預け入れすることができます。
期日指定定期貯金	金利は店頭表示されます。利息は1年複利で計算されますので有利です。1年間の据置期間後は、1か月前までにご連絡いただくことにより、いつでもお引き出しできます。個人のお客様専用商品です。	最長3年（据置期間1年） （満期日の指定は1か月前までにご連絡いただきます。）	お預け入れは1円以上300万円未満で1円単位。
スーパー定期	金利は店頭表示されます。複利型の定型方式3年・4年・5年ものと3年超5年未満の期日指定方式は有利な半年複利（個人のお客様専用）があります。	単利型は1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年の定型方式と1か月超5年未満で期日を指定する期日指定方式があります。	お預け入れは1円以上1円単位。
大口定期貯金	金利は店頭表示されます。大口資金の運用に有利な商品です。単利型のみとなります。	定額方式は1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年。 期日指定方式は1か月超5年未満。	お預け入れは1,000万円以上1円単位。

(令和7年7月現在)

種 類	内 容	期 間	預入単位等
変動金利定期貯金	金利は店頭表示されます。また、お預け入れ日以降6か月毎に適用金利の見直しを行います。	1年、2年、3年	お預け入れは1円以上1円単位。
定期積金	ご計画に合わせ積み立てていく積金です。利回りは店頭表示されます。 〔定額式〕 毎回一定の金額のお積み立て 〔目標式〕 ご計画に合わせ目標額と期間を決定 〔通増式〕 1年毎、掛金をアップさせ大きく貯める 〔満期分散式〕 毎年、満期金を受け取るタイプの定期積金 なお、満期時のお取扱について、自動満期処理の特約（定期貯金作成、口座振込）および自動再契約の特約を付加することが可能です。	定額式、目標式は6か月以上60か月以内 通増式は24か月、36か月、48か月、60か月 満期分散式は、36か月、48か月、60か月	定額式、目標式、通増式のお預け入れは1回あたり1,000円以上1円単位 満期分散式のお預け入れは、1回あたり3,000円以上（契約年数×1,000円）1円単位
年金定積	掛込み周期を2、3、6か月単位とした定期積金です。特に年金をお受け取りの方には、受け取り時期にあわせた掛込みができるメリットがあります。	6か月以上5年以内	お預け入れは1回あたり10,000円以上1円単位
積立式定期貯金 一括預入年金型	まとまった金額を一括で預け入れ、1、2、3、6か月毎に受け取りができます。	据置期間2か月以上10年以下、受取期間3か月以上20年以下。（初回定期の預入満期日を除く）	お預け入れは10万円以上1円単位。
積立式定期貯金	指定された積立間隔（1、2、3、6か月）毎に積立て（随時積立も可）、お受け取りは一括受取型（満期型）、年金型、一般型（エンドレス型）の3種類。	一般型（エンドレス型）は特に期間の定めはございません。 一括受取型（満期型）は積立期間6か月以上10年以下、据置期間1か月以上3年以下。 年金型は積立期間12か月以上、据置期間2か月以上10年以下、受取期間3か月以上20年以下。	お預け入れは1回あたり1円以上1円単位。
財形貯蓄	勤労者のための財産形成貯蓄です。毎月の給与やボーナスから天引きして有利に積立てます。財形住宅と財形年金合わせて550万円まで利息に税金がかかりません。		
一般財形貯金	貯蓄目的は自由です。お預け入れ後、1年経過すればいつでもお引き出しできます。（お引き出しの1か月前までにご連絡いただきます。）	3年以上	お預け入れは1円以上1円単位。
財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積立で非課税が適用されるたいへん有利な目的貯金です。お一人様一契約となります。	5年以上	お預け入れは1円以上1円単位。
財形年金貯金	在職中に退職後のために積立を行い、60才以降に年金方式（2か月又は3か月毎のお受け取り）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される便利な貯金です。お一人様一契約となります。	5年以上積立、据置4か月又は6か月～5年以内、受取5年以上～20年以内	お預け入れは1円以上1円単位。
子育て支援定期積金「すくすく」	「しずおか子育て優待カード」「他都道府県の子育て支援パスポート事業」の対象者となる保護者が同伴した18歳未満の方（契約時）を対象とし、契約期間により、契約時の店頭表示利回りに+0.05%を上乗せし、満期時まで適用される有利な商品です。	2年以上5年以内	契約額は50万円以上。掛込金額は1回あたり、1,000円以上1円単位。
子育て支援定期積金「すくすくプラス」	「しずおか子育て優待カード」「他都道府県の子育て支援パスポート事業」の対象者となる保護者が同伴した18歳未満の方（契約時）を対象とし、保護者の方が児童手当のお受取りをJAにご指定いただいている場合に、定期積金の店頭表示金利に+0.1%上乗せされる有利な商品です。	2年以上5年以内	契約額は50万円以上。掛込金額は1回あたり、1,000円以上1円単位。

ローン

(令和7年7月現在)

ローン名 項目		J A住宅ローン (J A統一ローン)		
		J A住宅ローン (一般型)	J A住宅ローン (100%応援型)	J A住宅ローン (借換応援型)
お使いみち		・住宅の新築、増改築 ・住宅又は宅地の購入 ・他金融機関の住宅ローンの借換	・住宅の新築・増改築 ・住宅(土地付)の購入	・他金融機関の住宅ローンの借換
ご利用 いただける方		・組合員の方 ・満18歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方 ・勤続年数1年以上の方(自営業者の方は3年以上) ・団体信用生命共済に加入できる方(掛金はJ A負担)		
ご利用 方法	ご利用金額	・10万円以上20,000万円以内(1万円単位)		
	ご利用期間	・3年以上50年以内(1か月単位)		・3年以上40年以内 (1か月単位)
	ご返済方法	・元利(又は元金)均等毎月返済(ボーナス併用可) ・元利(又は元金)均等年2回返済(原則、専業農業者のみ)		
	保証	・県農業信用基金協会の保証		
	担保	・融資対象不動産に第一順位の担保権を設定いたします。 ・原則として融資対象住宅に火災共済(保険)を付保し質権を設定いたします。		

ローン名 項目		J Aリフォームローン (J A統一ローン)		
お使いみち		・住宅の増改築・改装・補修及び住宅関連設備等の設置にかかる工事費用		
ご利用 いただける方		・組合員の方 ・住宅をお持ちの方または家族が住宅をお持ちの方 ・満18歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方 ・勤続年数3年以上の方 ・団体信用生命共済に加入できる方(掛金はJ A負担)※10年未満は任意		
ご利用 方法	ご利用金額	・10万円以上1,500万円以内(1万円単位)		
	ご利用期間	・1年以上20年以内		
	ご返済方法	・元利均等毎月返済(ボーナス併用可) ・元利均等年2回返済(原則、専業農業者のみ)		
	保証	・県農業信用基金協会の保証		
	担保	不 要		

ローン名		J A住宅ローン (J Aバンクローン)		
項目		新築・購入コース	借換コース	リフォームローン
お使いみち		- 住宅の新築、購入 - 住宅用土地の購入 - 住宅の増改築、改装、補修	他金融機関の住宅ローンの借換	- 住宅の増改築、改装、補修 - リフォーム部分の借換
ご利用いただける方		- 組合員の方 - 満18歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方 - 勤続年数1年以上の方 - 団体信用生命共済に加入できる方 (掛金はJ A負担)		- 地区内に在住又は在勤の方 - 満18歳以上66歳未満で完済予定時満80歳未満の方 - 団体信用生命共済は任意
ご利用方法	ご利用金額	・10万円以上20,000万円以内 (1万円単位)		・10万円以上2,000万円以内 (1万円単位)
	ご利用期間	・3年以上50年以内 (1年単位)	・3年以上40年以内 (1年単位)	・6か月以上20年以内 (1か月単位)
	ご返済方法	- 元利 (又は元金) 均等毎月返済 (ボーナス併用可) - 元利 (又は元金) 均等年2回返済 (原則、専業農業者のみ)		・元利均等毎月返済 (ボーナス併用可)
	保証	・協同住宅ローン(株) (KHL) の保証		
	担保	- 融資対象不動産に第一順位の担保権を設定いたします。 - 原則として融資対象住宅に火災共済 (保険) を付保し質権を設定いたします。		不 要

ローン名		J Aマイカーローン	マイカーローンN
項目			
お使いみち		- 自動車又はオートバイの購入資金及び付帯費用 - 自動車用品購入資金 - 車検、修理費用 - 運転免許取得費用 - 他社自動車ローンの借換資金等	- 自動車又はオートバイの購入資金及び付帯費用 - 自動車用品購入資金 - 車検、修理費用 - 運転免許取得費用 - 他社自動車ローンの借換資金等
ご利用いただける方		- 組合員の方 - 満18歳以上75歳未満で完済予定時満80歳未満の方 (勤続年数6か月以上の方) - 前年度税込年収が150万円以上の方	- 地区内に在住又は在勤の方 - 満18歳以上75歳未満で完済予定時満80歳未満の方 - 継続して安定した収入がある方
ご利用方法	ご利用金額	・10万円以上1,000万円以内 (1万円単位)	
	ご利用期間	・6か月以上15年以内	
	ご返済方法	・元利均等毎月返済 (ボーナス併用可)	
	保証	・県農業信用基金協会の保証	・三菱UFJニコス(株)の保証
	担保	不 要	

ローン名 項目		J A教育ローン	スーパー教育ローンN (カードローンタイプ)
お使いみち		・入学時及び就学に必要な資金	・入学時及び就学に必要な資金
ご利用 いただける方		・組合員の方 ・満18歳以上66歳未満で完済予定時満71歳未満の方 ・教育施設（高校以上）に就学予定又は就学中のご子弟を有している方 ・勤続年数6か月以上の方 ・前年度税込年収が150万円以上の方 ・団体信用生命共済に加入できる方（掛金はJ A負担）	・地区内に在住又は在勤の方 ・契約時の年齢が満18歳以上65歳未満 ・教育施設に就学予定又は就学中のご子弟を有している方、もしくはご本人 ・継続して安定した収入がある方
ご利用方法	ご利用金額	・10万円以上1,000万円以内（1万円単位）	・極度額10万円以上700万円以内（10万円単位）
	ご利用期間	・6か月以上15年以内（在学期間＋8年6か月） （据置期間は最長6年6か月以内）	・契約日から1年後の応当日の属する月の5日まで ・新規貸越可能期間は最長対象子弟の卒業年度末日以内 ・新規貸越可能期間終了後（約定返済期間）は最長7年以内
	ご返済方法	・元利均等毎月返済（ボーナス併用可） ・元利均等年2回返済	・新規貸越可能期間中は利息（保証料含む）のみ返済 ・新規貸越可能期間終了後は借入極度額に応じて指定された返済元金と別途利息（保証料含む）を返済
	保 証	・県農業信用基金協会の保証	・三菱UFJニコス㈱の保証
	担 保	不 要	

ローン名 項目		J Aクローバローン	J AプラスL
お使いみち		・生活に必要な一切の資金 （負債整理資金、営農資金及び事業資金等は除く。）	・生活に必要な一切の資金
ご利用 いただける方		・組合員の方 ・満18歳以上で完済予定時満71歳未満の方 ・勤続年数6か月以上の方 ・前年度税込年収が150万円以上の方	・地区内に在住又は在勤の方 ・契約時の年齢が満20歳以上で、契約期限時満60歳未満の方 ・J Aに毎月5万円以上給与振込をしている方、又は予定している方
ご利用方法	ご利用金額	・10万円以上300万円以内（1万円単位）	・極度額10万円以上50万円以内（10万円単位）
	ご利用期間	・6か月以上5年以内	・契約日から1年後の応当日の前日（契約者から解約の意思表示がなく、J A所定の点検により契約更新に支障がないと判断した場合は1年間延長。）
	ご返済方法	・元利均等毎月返済（ボーナス併用可）	・口座入金による随時返済
	保 証	・県農業信用基金協会の保証	・県農協保証センターの保証
	担 保	不 要	

ローン名 項目		カードローンN
お使いみち		・生活に必要な一切の資金
ご利用 いただける方		・地区内に在住又は在勤の方 ・契約時の年齢が満20歳以上70歳未満の方 ・継続して安定した収入がある方
ご利用 方法	ご利用金額	・極度額10万円以上500万円以内（10万円単位）
	ご利用期間	・契約日から1年後の応答日の属する月の5日まで （契約者から解約の意思表示がなく、JA所定の点検により契約更新に支障がないと判断した場合は1年間延長。）
	ご返済方法	・約定返済日：毎月5日 ・返済額：前月約定返済日の借入残高に応じて指定された返済元金と別途利息を返済
	保 証	・三菱UFJニコス㈱の保証
	担 保	不 要

ローン名 項目		農青連盟友営農支援資金	
お使いみち		・営農資金（負債整理資金は除く）	
ご利用 いただける方		・農青連盟友で組合員 ・最終返済時満45歳以下の方（途中で農青連を脱退した場合は全額繰上返済） ・年収120万円以上（専従者給与も含む）	
ご利用 方法	ご利用金額	・事業費の範囲で200万円以内	・事業費の範囲で500万円以内
	ご利用期間	・5年以内（据置期間：2年以内）	
	ご返済方法	・月払、半年払、年払 ※元金均等方式・元利均等方式いずれも可	
	保 証	・県農業信用基金協会の保証	
	担 保	・200万円までは原則として、担保は必要 ございません。	・連帯保証人を1名以上必要といたします。

ローン名 項目		アグリエース資金	
お使いみち		・設備資金（農地取得、農機具の取得、倉庫建設等） ・運転資金（肥料・農薬の購入、その他農業経営に必要な資金） ・借換資金（他金融機関からの農業資金の借換）	
ご利用 いただける方		・当組合の組合員 ・専業農家または兼業農家であること	
ご利用 方法	ご利用金額	・事業費の範囲内	
	ご利用期間	・設備資金20年以内（据置期間3年以内を含む） ・運転資金原則15年以内（据置期間3年以内を含む）	
	ご返済方法	・月賦返済、年賦返済いずれも可 ※元金均等方式・元利均等方式いずれも可	
	保 証	・県農業信用基金協会の保証	
	担 保	・借入金額・借入条件により徴求いたします	

主要手数料一覧

(令和 7 年 7 月現在)

1. 振込手数料

仕向先	金額帯	振 込			自動送金
		窓口 (電信)	窓口 (文書)	A T M	
当組合 同一店舗内	3 万円未満	0 円	0 円	0 円	55 円
	3 万円以上	0 円	0 円	0 円	55 円
当組合 本支店宛	3 万円未満	0 円	0 円	0 円	55 円
	3 万円以上	0 円	0 円	0 円	55 円
県内他農協宛	3 万円未満	220 円	220 円	165 円	220 円
	3 万円以上	440 円	440 円	330 円	220 円
県外農協宛	3 万円未満	550 円	550 円	385 円	550 円
	3 万円以上	770 円	770 円	550 円	550 円
他金融機関宛	3 万円未満	550 円	550 円	385 円	550 円
	3 万円以上	770 円	770 円	550 円	550 円

2. ネットバンキング振込手数料

仕向先	金額帯	アンサー サービス	個人 I B	法人 I B (振込・振替)	法人 I B (総合振込)
当組合 同一店舗内	1 万円未満	0 円	0 円	0 円	0 円
	3 万円未満	0 円	0 円	0 円	0 円
	3 万円以上	0 円	0 円	0 円	0 円
当組合 本支店宛	1 万円未満	0 円	0 円	0 円	0 円
	3 万円未満	0 円	0 円	0 円	0 円
	3 万円以上	0 円	0 円	0 円	0 円
県内他農協宛	1 万円未満	110 円	110 円	110 円	110 円
	3 万円未満	110 円	110 円	110 円	110 円
	3 万円以上	220 円	220 円	220 円	220 円
県外農協宛	1 万円未満	330 円	330 円	385 円	385 円
	3 万円未満	385 円	385 円	385 円	385 円
	3 万円以上	550 円	550 円	550 円	550 円
他金融機関宛	1 万円未満	330 円	330 円	385 円	385 円
	3 万円未満	385 円	385 円	385 円	385 円
	3 万円以上	550 円	550 円	550 円	550 円

3. 代金取立手数料

仕向け先	手数料	
	内訳	改定後
当組合本支店	1 通	0 円
県内 JA 宛・他金融機関宛	小切手等店頭入金手数料	1 通 220 円
	個別取立※	1 通 1,100 円

※電子交換所に参加しない金融機関を支払い場所とする場合

4. 為替諸手数料

送金・振込の組戻料	1 件	660 円
不渡手形返却料	1 件	660 円
取立手形組戻料	1 件	660 円
取立手形店頭呈示料	1 件	660 円

5. 国債等手数料

国 債	無料
貸 金 庫	お取り扱いしておりません
夜間金庫	お取り扱いしておりません

6. 両替手数料

1 枚～1 0 0 枚	0 円
1 0 1 枚～1, 000 枚	330 円
1, 001枚～2, 000 枚	550 円
2, 001 枚～	以後 1, 000 枚増える毎 プラス 550 円

7. 大量硬貨入金手数料

1 枚～5 0 0 枚	0 円
5 0 1 枚～1, 000 枚	330 円
1, 001枚～2, 000 枚	550 円
2, 001 枚～	以後 1, 000 枚増える毎 プラス 550 円

※無料枚数以内での取扱は一人 1 日 1 回限りです。

※硬貨算定後にお取引を取り止める場合、あるいは入金額・振込額を変更される場合も、算定した硬貨枚数に応じた手数料をいただきます。

※入金後の両替出金については両替と同一のため手数料をいただきます。

(令和7年7月現在)

8. CD・ATM利用手数料

- (1) J Aバンクのキャッシュカードであれば、全国のJ AバンクのATMの入出金にご利用の際の手料はかかりません。

(注)金融機関との共同設置による一部のATMでは手数料がかかります。

(2) 提携金融機関CD・ATMの利用手数料

J Aバンク静岡のキャッシュカードで提携金融機関のATMをご利用になる場合の利用手数料

		セブン銀行ATM利用時		コンビニATM (イーネット・LANs)		ゆうちょ銀行ATM利用時	
入出金等	平日	8:00 ~ 8:45	110 円	8:00~ 8:45	110 円	8:00~ 8:45	110 円
		8:45~18:00	110 円	8:45~18:00	110 円	8:45~18:00	110 円
		18:00~21:00	220 円	18:00~21:00	220 円	18:00~21:00	110 円
	土曜日	8:00~9:00	220 円	8:00~9:00	220 円	8:00~9:00	110 円
		9:00~14:00	110 円	9:00~14:00	110 円	9:00~14:00	110 円
		14:00~21:00	220 円	14:00~21:00	220 円	14:00~21:00	110 円
	日曜・祝日	8:00~21:00	220 円	8:00~21:00	220 円	8:00~21:00	110 円

		静岡銀行 ATM 利用時		三菱UFJ 銀行 ATM 利用時		JF マリンバンク ATM 利用時	
入出金等	平日	8:00～8:45	220 円	8:00 ～ 8:45	110 円	8:00～21:00	終日無料
		8:45～18:00	無料	8:45～18:00	無料		
		18:00～21:00	220 円	18:00～21:00	110 円		
	土曜日	8:00～8:45	220 円	8:00～21:00	110 円	8:00～21:00	
		8:45～14:00	110 円				
		14:00～21:00	220 円				
	日曜・祝日	8:00～21:00	220 円	8:00～21:00	110 円	8:00～21:00	

(注) セブン銀行・コンビニATM (イーネット・LANs)・ゆうちょ銀行・JFマリンバンクはご出金・入金の利用料です。静岡銀行・三菱UFJ銀行はご出金のみのお取扱です。

上記以外の提携金融機関のATMの利用可能時間・手数料は金融機関によって異なりますので、ご利用先の金融機関にご確認ください。

(令和7年7月現在)

9. アンサー関係手数料

ご利用のサービス	ご利用機器	月額手数料
通 知	電話（ダイヤルフォン）	0 円
	電話（プッシュフォン）	0 円
	FAX （通知 1 回当たり）	1,100 円 （ 0 円）
照 会	電話（ダイヤルフォン）	0 円
	電話（プッシュフォン）	0 円
	FAX	1,100 円
	ホームユース	1,100 円
	パソコン	1,100 円
	スーパーパソコン	1,100 円
	JA ネットバンク	0 円
資金移動	電話（プッシュフォン）	1,100 円
	FAX	1,100 円
	ホームユース	1,100 円
	パソコン	1,100 円
	スーパーパソコン	1,100 円
	JA ネットバンク	0 円

※ サービスの種類ごと、ご利用機器単位に上記手数料をお支払いいただきます。

※ 1つのサービスを複数の機器でご利用の場合には、ご利用機器の手数料のうちいずれか高い方の金額をお支払いいただきます。

※ 複数口座でご利用の場合には、サービスの種類ごとそのご利用機器のいずれか高い方の手数料をお支払いいただきます。なお、通知サービス（FAX）の1回当たりの料金は、口座ごとその通知回数に応じてお支払いいただきます。

10. 口座振替手数料

口座振替	FD・MT・伝送等	個別対応	
	窓口処理	個別対応	
定時自動集金		1 件	55 円
USB、CD-R 等記憶媒体		1 件	55 円
任意紙媒体		1 件	55 円

(令和7年7月現在)

1 1. 各種発行手数料等

キャッシュカード再発行	1枚	1,100円	専用約束手形発行 (マル専)	1枚	33円
通帳再発行	1冊	550円	当座口座開設手数料	1枚	5,500円
証書再発行	1枚	550円	未利用口座管理手数料	年間	1,320円
小切手帳発行 (50枚)	1冊	11,000円	自己宛小切手発行	1枚	550円
約束手形発行 (50枚)	1冊	11,000円	残高証明書発行 (窓口渡し)	1件	220円
〃 (ハﾟﾗ)	1枚	220円	〃 (郵送)	1件	770円
為替手形発行 (25枚)	1冊	11,000円	取引明細表 (窓口渡し)	1月	330円
〃 (ハﾟﾗ)	1枚	440円	取引明細表 (5年以内)	10～60ヶ月	3,300円
署名・印鑑登録	1件	3,300円	暗証番号照会	1件	770円

※取引明細表は一人の顧客についての手数料となります。5年を超えるものについては+3,300円をいただきます。

1 2. 貸出関係手数料

2. 貸出関係手数料

繰上償還	一部繰上償還		1件	3,300円
	全額繰上償還	3年以内	1件	3,300円
		3年超5年以内	1件	2,200円
		5年超7年以内	1件	1,100円
		7年超	1件	0円
条件変更	金利	固定型 → 変動型	1件	0円
		年1回変更 → 年2回変更	1件	0円
	貸出期間変更		1件	0円
	その他条件変更		1件	0円
融資可能証明書発行			1件	0円
その他証明書発行			1件	0円

経営資料編

1. 決算の状況		5. その他の事業の状況	
(1) 貸借対照表	45	(1) 購買事業取扱実績	92
(2) 損益計算書	46	(2) 販売事業取扱実績	92
(3) 注記表	47	(3) 加工事業取扱実績	93
(4) 剰余金処分計算書	77	(4) 指導事業収支の内容	93
(5) 部門別損益計算書	78		
2. 損益の状況		6. 自己資本の充実の状況	94
(1) 損益の推移	79	(1) 自己資本の構成に関する事項	95
(2) 主な財産状況等の推移	79	(2) 自己資本の充実度に関する事項	96
(3) 剰余金の配当状況	79	(3) 信用リスクに関する事項	99
(4) 主な経営指標の状況	79	(4) 信用リスク削減手法に関する事項	106
(5) 利益総括表	80	(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引 相手のリスクに関する事項	109
3. 信用事業の状況		(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	109
(1) 貯貸率及び貯証率の状況	81	(7) 出資等または株式等エクスポージャー に関する事項	110
(2) 信用事業収支の状況	81	(8) リスク・ウエイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	111
(3) 資金運用・調達の状況	81	(9) 金利リスクに関する事項	112
(4) 受取利息・支払利息の増減	81		
(5) 貸出金等に関する指標	82	7. 三ヶ日町農協自己改革工程表	114
(6) 元本補てん契約のある信託に係る 農協法に基づく開示債権状況	83		
(7) 貸倒引当金の状況	83	8. 連結情報	
(8) 貸出金償却の状況	83	(1) グループの概況	116
(9) 貸出金等の状況		(2) 子会社等の状況	116
① 貸出金種類別残高（構成比）	84	(3) 連結事業の概況	116
② 運転資金・設備資金別残高	84	(4) 連結貸借対照表	117
③ 業種別貸出金残高（構成比）	84	(5) 連結損益計算書	118
④ 貸出金担保別内訳	84	(6) 連結キャッシュ・フロー計算書	119
⑤ 営農類型・資金種類別残高	85	(7) 連結注記表	120
⑥ 農業関係の受託貸付金残高	85	(8) 連結剰余金計算書	150
(10) 貯金の状況		(9) 連結経営指標	151
① 貯金種類別残高（構成比）	86	(10) 農協法に基づく開示債権	152
(11) 有価証券等の状況		9. 連結自己資本の充実の状況	153
① 有価証券種類別残高（構成比）	87	(1) 連結自己資本の構成に関する事項	154
② 有価証券の残存期間別残高	87	(2) 連結自己資本の充実度に関する事項	155
③ 商品有価証券種類別残高（構成比）	88	(3) 信用リスクに関する事項	157
④ 有価証券等の時価情報	88	(4) 信用リスク削減手法に関する事項	164
(12) 公共債の窓口販売実績	89	(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の 相手のリスクに関する事項	166
(13) 内国為替取扱実績	89	(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	166
4. 共済事業の状況		(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	166
(1) 長期共済保有高	90	(8) 出資等または株式等エクスポージャー に関する事項	166
(2) 医療系共済の共済金額保有高	90		
(3) 介護系共済その他の共済の共済金額 保有高	91	(9) リスク・ウエイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	168
(4) 年金共済の年金保有高	91	(10) 金利リスクに関する事項	168
(5) 短期共済新契約高	91	財務諸表の正確性等に関する確認	169
		法定開示項目との比較	170

1. 決算の状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (R6.3.31)	令和6年度 (R7.3.31)	科 目	令和5年度 (R6.3.31)	令和6年度 (R7.3.31)
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	72,376,467	74,202,439	1. 信用事業負債	69,684,132	72,249,274
(1) 現金	251,340	218,770	(1) 貯金	69,558,929	72,083,533
(2) 預金	60,131,611	62,286,820	(2) 借入金	66,481	59,252
系統預金	60,123,923	62,263,789	(3) その他の信用事業負債	58,721	106,489
系統外預金	7,688	23,030	未払費用	899	17,494
(3) 有価証券	8,315,300	8,112,490	その他の負債	57,822	88,995
国債	5,529,290	5,531,770	2. 共済事業負債	210,381	204,438
地方債	2,786,010	2,580,720	(1) 共済資金	116,894	110,586
(4) 貸出金	3,641,009	3,500,046	(2) 未経過共済付加収入	91,401	90,746
(5) その他の信用事業資産	71,980	86,076	(3) 共済未払費用	2,085	3,105
未収収益	41,838	61,812	3. 経済事業負債	1,948,974	2,151,539
その他の資産	30,141	24,263	(1) 経済事業未払金	1,745,881	1,953,804
(6) 貸倒引当金	△ 34,774	△ 1,763	(2) 経済受託債務	163,049	156,588
			(3) その他の経済事業負債	40,044	41,146
2. 共済事業資産	1,985	3,011	4. 設備借入金	1,350,000	1,635,000
3. 経済事業資産	1,591,949	1,671,671	5. 雑負債	437,542	203,513
(1) 経済事業未収金	634,285	695,661	(1) 未払法人税等	109,834	536
(2) 経済受託債権	1,808	5,979	(2) 資産除去債務	197,256	85,201
(3) 棚卸資産	537,840	524,097	(3) その他の負債	130,451	117,775
購買品	395,211	367,080	6. 諸引当金	102,299	98,558
販売品	120,556	128,831	(1) 賞与引当金	46,623	46,639
その他の棚卸資産	22,072	28,186	(2) 退職給付引当金	30,994	21,185
(4) その他の経済事業資産	438,178	461,464	(3) 役員退職慰労引当金	24,682	30,733
(5) 貸倒引当金	△ 20,163	△ 15,531	7. 繰延税金負債	-	21,079
4. 雑資産	285,951	307,407	負債の部合計	73,733,331	76,563,404
5. 固定資産	4,111,930	4,212,722	(純資産の部)		
(1) 有形固定資産	4,053,698	4,161,295	1. 組合員資本	9,683,054	9,819,858
建物	3,469,806	3,811,878	(1) 出資金	288,843	286,393
機械装置	2,503,167	2,414,913	(2) 利益剰余金	9,394,761	9,534,178
土地	1,383,967	1,375,360	利益準備金	813,000	813,000
建設仮勘定	45,288	38,502	その他利益剰余金	8,581,761	8,721,178
その他の有形固定資産	1,285,157	1,357,303	農業振興対策積立金	30,000	30,000
減価償却累計額(控除)	△ 4,633,688	△ 4,836,662	農協施設改修準備積立金	800,000	800,000
(2) 無形固定資産	58,232	51,427	営農振興対策積立金	200,000	200,000
6. 外部出資	4,407,808	4,407,808	経営安定化積立金	500,000	500,000
(1) 外部出資	4,407,808	4,407,808	特別積立金	6,230,000	6,430,000
系統出資	4,346,160	4,346,160	当期末処分剰余金	821,761	761,178
系統外出資	51,648	51,648	(うち当期剰余金)	(318,136)	(253,445)
子会社等出資	10,000	10,000	(3) 処分未済持分	△ 551	△ 714
7. 前払年金費用	269,617	413,357	2. 評価・換算差額金	△ 264,898	△ 1,164,843
8. 繰延税金資産	105,776	-	(1) その他有価証券評価差額金	△ 264,898	△ 1,164,843
資産の部合計	83,151,487	85,218,418	純資産の部合計	9,418,156	8,655,014
			負債及び純資産の部合計	83,151,487	85,218,418

(注) 1. 千円未満を切り捨てて表示しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。(以下、同様)

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (R5.4.1～R6.3.31)	令和6年度 (R6.4.1～R7.3.31)	科 目	令和5年度 (R5.4.1～R6.3.31)	令和6年度 (R6.4.1～R7.3.31)
1. 事業総利益	1,625,575	1,493,063	(9) 利用事業収益	198,411	167,973
事業収益	4,907,582	4,707,383	(10) 利用事業費用	167,237	153,755
事業費用	3,282,006	3,214,319	利用事業総利益	31,173	14,218
(1) 信用事業収益	515,826	465,150	(11) 農用地利用調整事業収益	2,719	1,664
資金運用収益	387,890	433,761	(12) 農用地利用調整事業費用	2,671	1,635
(うち預金利息)	(252,420)	(287,577)	農用地利用調整事業総利益	48	29
(うち受取事業分益配当金)	(16,673)	(27,848)	(13) 指導事業収入	45,265	49,227
(うち有価証券利息配当金)	(78,799)	(97,428)	(14) 指導事業支出	78,528	83,962
(うち貸出金利息)	(39,997)	(40,906)	指導事業収支差額	△ 33,263	△ 34,735
(うちその他受入利息)	(0)	(0)			
役務取引等収益	15,939	16,516	2. 事業管理費	1,471,873	1,276,836
その他事業直接収益	96,353	-	(1) 人件費	787,921	683,905
その他経常収益	15,642	14,872	(2) 業務費	55,991	53,310
(2) 信用事業費用	184,173	143,747	(3) 諸税負担金	92,300	80,519
資金調達費用	3,521	40,250	(4) 施設費	535,081	458,089
(うち貯金利息)	(2,010)	(38,727)	(5) その他事業管理費	578	1,011
(うち給付補填備金繰入)	(358)	(244)	事業利益	153,701	216,227
(うち借入金利息)	(775)	(699)	3. 事業外収益	185,327	182,592
(うちその他支払利息)	(377)	(578)	(1) 受取雑利息	665	682
役務取引等費用	4,321	4,399	(2) 受取出資配当金	58,131	57,959
その他事業直接費用	87,980	-	(3) 賃貸料	53,017	52,021
その他経常費用	88,349	99,097	(4) 事務受託料	27,272	27,272
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 2,171)	(△ 731)	(5) 太陽光発電収益	39,230	37,125
(うち貸倒損失)	(-)	(2,243)	(6) 雑収入	7,008	7,530
信用事業総利益	331,653	321,403	4. 事業外費用	77,388	95,030
(3) 共済事業収益	305,578	297,831	(1) 支払雑利息	2,793	4,824
共済付加収入	291,783	279,937	(2) 寄附金	5,250	5,285
その他の収益	13,795	17,893	(3) 賃貸費用	49,688	48,622
(4) 共済事業費用	42,485	42,492	(4) 太陽光発電費用	15,804	22,299
共済推進費	23,295	23,675	(5) 貸倒引当金戻入益	△ 92	-
共済保全費	1,162	1,149	(6) 雑損失	3,944	13,999
その他の費用	18,028	17,667	経常利益	281,639	303,789
共済事業総利益	263,092	255,338	5. 特別利益	498,262	1,330
(5) 購買事業収益	2,475,193	2,220,236	(1) 固定資産処分益	452,257	1,330
購買品供給高	2,446,895	2,187,542	(2) 一般補助金	2,625	-
購買手数料	10,160	12,432	(3) 有線放送基金戻入益	42,045	-
その他の収益	18,136	20,261	(4) 保険金	1,334	-
(6) 購買事業費用	2,120,290	1,912,130	6. 特別損失	346,553	23,843
購買品供給原価	1,958,042	1,742,547	(1) 固定資産処分損	1,847	15,236
購買供給費	104,909	118,977	(2) 固定資産圧縮損	2,625	-
その他の費用	57,338	50,605	(3) 商品廃棄損	1,216	-
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,542)	(-)	(4) 減損損失	218,715	8,607
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 5,677)	(5) 旧柑橘選果場売却費用	122,148	-
購買事業総利益	354,902	308,106	税引前当期利益	413,348	281,276
(7) 販売事業収益	1,369,378	1,510,749	法人税、住民税及び事業税	121,709	498
販売品販売高	746,068	868,104	法人税等調整額	△ 26,497	27,332
販売手数料	167,175	214,490	法人税等合計	95,212	27,831
その他の収益	456,134	428,154	当期剰余金	318,136	253,445
(8) 販売事業費用	691,409	882,045	当期首繰越剰余金	423,625	507,733
販売品販売原価	444,203	571,306	有線放送施設撤去準備積立金取崩額	80,000	-
販売費	239,650	287,474	当期末処分剰余金	821,761	761,178
その他の費用	7,556	23,264			
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(1,045)			
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 572)	(-)			
販売事業総利益	677,968	628,703			

(3) 注記表

令和5年度（令和5.4.1～令和6.3.31）

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（外部出資を含みます。）の評価基準及び評価方法は次のとおりです。

（1）子会社については、移動平均法に基づく原価法により行っています。

（2）その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。

（3）その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。

（1）購買品（肥料、農薬、飼料）、販売品については、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

購買品（上記以外の品目）については、売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

（2）その他の棚卸資産（貯蔵品）については、最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。

（1）有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

（2）無形固定資産は定額法によっています。

4. 引当金はそれぞれ次の基準により計上しています。

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある先（実質破綻先）の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正

を加えた額を計上しています。

すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本所各部署及び支所において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務の見込額から年金資産の見込額を控除した額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から処理することとしています。

(3) 賞与引当金

職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③利用事業

組合員の葬祭・有線放送事業等にかかる各種相談・サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する

履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税・地方消費税の会計処理の方式

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

7. その他基本となる重要な会計方針

(事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、損益計算書上の事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部取引による収益及び費用を消去した額を記載しております。

(共同計算販売)

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで、生産者に支払いをする共同計算を果実、野菜および花き等で行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた生産者が負担する出荷資材、運賃等の経費等の立替金や、生産者に一時的に支払った概算金を計上しています。また、経済受託債務及び経済事業未払金には、未精算の販売代金や生産者が負担する経費等を精算時に概算で控除したもの等を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、生産者が負担する経費等）から、当組合が受け取る手数料を控除した額を生産者に支払い、支払った時点および共同計算対象農産物の販売期間終了時等に経済受託債権と経済受託債務及び経済事業未払金は相殺する等の処理をしています。

(預託家畜)

当組合は預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への（金銭）債権を、貸借対照表のその他の経済事業資産に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益のその他の収益に計上しております。

(代理人として関与する取引の損益計算書の表示)

購買事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 180,423,937 円(繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年2月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 218,715,744 円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年2月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として算出しており、5か年収支シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 54,938,055 円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア) 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の4の「貸倒引当金」に記載しております。

イ) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ウ) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額は4,933,164,666円であり、その内訳は次のとおりです。
建物1,405,736,077円、機械装置3,379,086,917円、構築物2,000,000円、
車両運搬具940,000円、工具器具備品6,676,500円、無形固定資産138,725,172円
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATM、倉庫管理システム、パソコン等については、リース契約により使用しています。
3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。

子会社に対する金銭債権総額	1,062,264円
子会社に対する金銭債務総額	427,254,300円
4. 理事及び監事に対する金銭債権は5,260,429円であり、金銭債務はありません。
5. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は87,728,770円であり、その内容は次のとおりです。なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。
 - ①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は84,981,597円、危険債権額は2,747,173円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
 - ②債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

損 益 計 算 書 に関する注記

1. 子会社との取引高は次のとおりです。

子会社との取引による収益総額	44,276,382 円
うち事業取引高	11,205,983 円
うち事業取引以外の取引高	33,070,399 円

子会社との取引による費用総額	348,747,780 円
うち事業取引高（※1）	342,191,230 円
うち事業取引以外の取引高	6,556,550 円

（※1）柑橘・農産にかかる立替運賃 358,583,011 円を含んでいます。

2. 当事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。

（1）資産グループは事業の相互補完性を踏まえ本所・支所を一体でグルーピングしています。また、オートパーク及び太陽光発電所については個別に継続的な収支の把握を行っていることから店舗単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。

（2）当事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。

（単位：円）

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失 額
プレオみっかび（遊休）21 件	土 地	三ヶ日町三ヶ日 797-1 番 他	46,985,745
有線電柱撤去（遊休）	構 築 物	三ヶ日町内	171,729,999

プレオみっかびについては、事業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

有線電柱撤去については、撤去準備費用を資産除去債務に付随して構築物に計上しましたが、有線放送事業の廃止により当該金額を減損損失として特別損失に計上しています。

金融商品の時価等に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務課に融資審査担当を設置し金融課との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.1% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 77,014,844 円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格（これに準ずる価格を含む）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず(3)に記載しています。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	60,131,611,672	60,101,362,331	△30,249,341
有価証券			
その他有価証券	8,315,300,000	8,315,300,000	—
貸出金	3,641,009,024		
貸倒引当金(※1)	△34,774,633		
貸倒引当金控除後	3,606,234,391	3,618,982,275	12,747,884
経済事業未収金	634,285,691		
貸倒引当金(※2)	△19,824,261		
貸倒引当金控除後	614,461,430	614,461,430	—
資産計	72,667,607,493	72,650,106,036	△17,501,457
貯金	69,558,929,881	69,510,630,933	△48,298,948
借入金	1,416,481,000	1,329,570,105	△86,910,895
借入金	66,481,000		
設備借入金	1,350,000,000		
経済事業未払金	1,745,881,093	1,745,881,093	—
負債計	72,721,291,974	72,586,082,131	△135,209,843

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下、OIS という)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価額のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
外部出資	4,407,808,401
合計	4,407,808,401

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	60,131,611,672	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	100,000,000	200,000,000	—	8,400,000,000
貸出金(※1、2)	740,502,504	383,602,513	320,371,277	289,576,917	256,403,891	1,613,465,969
経済事業未収金(※3)	614,993,514	—	—	—	—	—
合計	61,487,107,690	383,602,513	420,371,277	489,576,917	256,403,891	10,013,465,969

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 244,032,969 円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 37,085,953 円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権 19,292,177 円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	64,971,465,984	2,125,747,122	1,809,361,556	233,275,383	419,079,836	—
借入金	7,229,000	7,229,000	7,229,000	6,954,000	5,454,000	32,386,000
設備借入金	75,000,000	75,000,000	75,000,000	75,000,000	75,000,000	975,000,000
経済事業未払金	1,745,881,093	—	—	—	—	—
合計	66,799,576,077	2,207,976,122	1,891,590,556	315,229,383	499,538,836	1,007,386,000

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	1,400,716,178	1,413,690,000	12,973,822
	地方債	1,199,914,915	1,257,560,000	57,645,085
	小 計	2,600,631,093	2,671,250,000	70,618,907
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	4,379,090,806	4,115,600,000	△263,490,806
	地方債	1,700,000,000	1,528,450,000	△171,550,000
	小 計	6,079,090,806	5,644,050,000	△435,040,806
合 計		8,679,721,899	8,315,300,000	△364,421,899

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国 債	1,353,278,000	47,024,677	87,980,696
地方債	1,149,226,000	49,328,838	0

3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

退職給付に係る会計基準の適用に関する注記

1. 当事業年度末における退職給付債務及び退職給付引当金の状況は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、金融機関との契約に基づく規約型確定給付企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：円)
期首における退職給付債務	911,589,510
勤務費用	49,875,041
利息費用	7,243,964
数理計算上の差異の発生額	12,898,936
退職給付の支払額	△81,666,014
期末における退職給付債務	899,941,437

(3) 企業年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：円)
期首における企業年金資産	1,297,775,391
期待運用収益	25,955,508
数理計算上の差異の発生額	213,780,768
企業年金制度拠出金	47,159,947
退職給付の支払額	△78,034,874
期末における企業年金資産	1,506,636,740

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	(単位：円)
退職給付債務	899,941,437
企業年金資産	△1,506,636,740
<u>未認識数理計算上の差異</u>	368,072,100
貸借対照表計上純額	△238,623,203
退職給付引当金	30,994,428
前払年金費用	△269,617,631

(5) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項

	(単位：円)
勤務費用	49,875,041
利息費用	7,243,964
期待運用収益	△25,955,508
数理計算上の差異の戻入処理額	△58,524,134
<u>臨時に支払った割増退職金</u>	4,126,800
退職給付費用	△23,233,837

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。

企業年金資産	
株式	49.98%
債券	47.10%
その他	2.92%
合計	100.0%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	0.82%
③ 長期期待運用収益率	2.0%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は 11,813,412 円となっています。

また、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 98,853,000 円となっています。

税効果会計の適用に関する注記

1. 当事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：円)

繰延税金資産	
資産除去債務	53,870,649
減損損失	12,831,807
賞与引当金	12,732,750
貸倒引当金損金算入限度超過額	12,296,835
退職給付引当金	8,464,578
未払法人税のうち事業税引当額	7,660,283
役員退職慰労引当金	6,740,668
借地権償却	5,270,494
その他	4,138,174

繰延税金資産小計	124,006,238
その他有価証券評価差額金	99,523,621
評価性引当額	△43,105,922
繰延税金資産合計	180,423,937

繰延税金負債

前払年金費用	73,632,575
資産除去債務に対応する除去費用	1,015,126
繰延税金負債合計	74,647,701

繰延税金資産純額	105,776,236
----------	-------------

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	27.31%
(調整)	
評価性引当額の増減	3.08%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.48%
住民税均等割等	0.12%
事業分量配当	△6.77%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.93%
その他	△0.25%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.04%

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記の 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記事項

オペレーティング・リース取引に関するもの

ファイナンス・リース取引以外のリース取引（オペレーティング・リース取引）については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。

(単位：円)

	1 年以内	1 年超	合計
未経過リース料	8,605,740	0	8,605,740

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。（解約可能なオペレーティング・リースの解約金は 1 年以内の未経過リース料に含めています）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の店舗等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による現状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の店舗等に使用されている有害物質を除去する義務についても資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年、割引率は2.252%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

	(単位：円)
期首残高	42,125,163
有形固定資産の取得に伴う増加額	171,730,000
時の経過による調整額	228,449
<u>資産除去債務の履行による減少額</u>	<u>△16,827,480</u>
期末残高	197,256,132

令和6年度（令和6.4.1～令和7.3.31）

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（外部出資を含みます。）の評価基準及び評価方法は次のとおりです。

(1) 子会社については、移動平均法に基づく原価法により行っています。

(2) その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。

(3) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。

(1) 購買品（肥料、農薬、飼料）、販売品については、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

購買品（上記以外の品目）については、売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

(2) その他の棚卸資産（貯蔵品）については、最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。

(1) 有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

(2) 無形固定資産は定額法によっています。

4. 引当金はそれぞれ次の基準により計上しています。

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定規程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある先（実質破綻先）の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた額を計上しています。

すべての債権は資産自己査定規程に基づき、本所各部署及び支所において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務の見込額から年金資産の見込額を控除した額を計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から処理することとしています。

(3) 賞与引当金

職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

組合員の葬祭事業等にかかる各種相談・サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税・地方消費税の会計処理の方式

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

7. その他基本となる重要な会計方針

(事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、損益計算書上の事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい各事業間の内部取引による収益及び費用を消去した額を記載しております。

(共同計算販売)

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで、生産者に支払いをする共同計算を果実、野菜および花き等で行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた生産者が負担する出荷資材、運賃等の経費等の立替金や、生産者に一時的に支払った概算金を計上しています。また、経済受託債務及び経済事業未払金には、未精算の販売代金や生産者が負担する経費等を精算時に概算で控除したもの等を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、生産者が負担する経費等）から、当組合が受け取る手数料を控除した額を生産者に支払い、支払った時点および共同計算対象農産物の販売期間終了時等に経済受託債権と経済受託債務及び経済事業未払金は相殺する等の処理をしています。

(預託家畜)

当組合は預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への（金銭）債権を、貸借対照表のその他の経済事業資産に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益のその他の収益に計上しております。

(代理人として関与する取引の損益計算書の表示)

購買事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 95,703,369 円(繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年2月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 8,607,206 円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年2月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として算出しており、5か年収支シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 17,295,262 円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア) 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の4の「貸倒引当金」に記載しております。

イ) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ウ) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額は4,932,145,166円であり、その内訳は次のとおりです。
建物1,404,716,577円、機械装置3,379,086,917円、構築物2,000,000円、
車両運搬具940,000円、工具器具備品6,676,500円、無形固定資産138,725,172円
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATM、倉庫管理システム、パソコン等については、リース契約により使用しています。
3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務の総額は次のとおりです。

子会社に対する金銭債権総額	983,546円
子会社に対する金銭債務総額	442,962,076円
4. 理事及び監事に対する金銭債権は2,766,029円であり、金銭債務はありません。
5. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の合計額は35,748,680円であり、その内容は次のとおりです。
なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。
 - ①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は35,748,680円であり、危険債権はありません。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
 - ②債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権並びにこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

損 益 計 算 書 に関する注記

1. 子会社との取引高は次のとおりです。

子会社との取引による収益総額	42,692,612 円
うち事業取引高	8,951,479 円
うち事業取引以外の取引高	33,741,133 円

子会社との取引による費用総額	332,180,879 円
うち事業取引高（※1）	320,421,739 円
うち事業取引以外の取引高	11,759,140 円

（※1）柑橘・農産にかかる立替運賃 273,032,171 円を含んでいます。

2. 当事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。

- (1) 資産グループは事業の相互補完性を踏まえ本所・支所を一体でグルーピングしています。また、オートパーク及び太陽光発電所については個別に継続的な収支の把握を行っていることから店舗単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。

(2) 当事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。

（単位：円）

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失 額
ブレオみっかび（遊休）21 件	土 地	三ヶ日町三ヶ日 797-1 番 他	8,607,206

ブレオみっかびについては、事業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

金融商品の時価等に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務課に融資審査担当を設置し金融課との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が67,330,903円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格（これに準ずる価格を含む）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価格が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず（３）に記載しています。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	62,286,820,342	62,160,509,992	△126,310,350
有価証券			
其他有価証券	8,112,490,000	8,112,490,000	—
貸出金	3,500,046,160		
貸倒引当金（※1）	△1,763,670		
貸倒引当金控除後	3,498,282,490	3,463,770,168	△34,512,322
経済事業未収金	695,661,230		
貸倒引当金（※2）	△15,126,220		
貸倒引当金控除後	680,535,010	680,535,010	—
資産計	74,578,127,842	74,417,305,170	△160,822,672
貯金	72,083,533,000	71,898,750,897	△184,782,103
借入金	1,694,252,000	1,567,506,520	△126,745,480
借入金	59,252,000		
設備借入金	1,635,000,000		
経済事業未払金	1,953,804,237	1,953,804,237	—
負債計	75,731,589,237	75,420,061,654	△311,527,583

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（※2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下、OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (3) 市場価額のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
外部出資	4,407,808,401
合計	4,407,808,401

- (4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	62,286,820,342	—	—	—	—	—
有価証券	—	100,000,000	200,000,000	—	200,000,000	8,800,000,000
貸出金(※1)	627,281,796	351,411,853	314,252,416	280,574,303	259,626,667	1,666,899,125
経済事業未収金(※2)	680,965,228	—	—	—	—	—
合計	63,595,067,366	451,411,853	514,252,416	280,574,303	459,626,667	10,466,899,125

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 187,306,425 円については「1年以内」に含めています。

(※2) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権 14,696,002 円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	66,244,195,509	1,830,850,116	2,800,150,251	362,499,347	845,837,777	—
借入金	7,229,000	7,229,000	6,954,000	5,454,000	5,454,000	26,932,000
設備借入金	115,000,000	115,000,000	115,000,000	115,000,000	115,000,000	1,060,000,000
経済事業未払金	1,953,804,237	—	—	—	—	—
合計	68,320,228,746	1,953,079,116	2,922,104,251	482,953,347	966,291,777	1,086,932,000

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	99,755,714	100,020,000	264,286
	地方債	399,926,491	404,100,000	4,173,509
	小 計	499,682,205	504,120,000	4,437,795
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	6,277,651,634	5,431,750,000	△845,901,634
	地方債	2,500,000,000	2,176,620,000	△323,380,000
	小 計	8,777,651,634	7,608,370,000	△1,169,281,634
合 計		9,277,333,839	8,112,490,000	△1,164,843,839

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

退職給付に係る会計基準の適用に関する注記

1. 当事業年度末における退職給付債務及び退職給付引当金の状況は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、金融機関との契約に基づく規約型確定給付企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：円)
期首における退職給付債務	899,941,437
勤務費用	38,907,834
利息費用	7,125,365
数理計算上の差異の発生額	△58,062,841
退職給付の支払額	△43,563,555
期末における退職給付債務	844,348,240

(3) 企業年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：円)
期首における企業年金資産	1,506,636,740
期待運用収益	30,132,735
数理計算上の差異の発生額	△91,580,439
企業年金制度拠出金	46,490,267
退職給付の支払額	△38,191,991
期末における企業年金資産	1,453,487,312

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	(単位：円)
退職給付債務	844,348,240
企業年金資産	△1,453,487,312
未認識数理計算上の差異	216,967,235
貸借対照表計上純額	△392,171,837
退職給付引当金	21,185,885
前払年金費用	△413,357,722

(5) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項

	(単位：円)
勤務費用	38,907,834
利息費用	7,125,365
期待運用収益	△30,132,735
数理計算上の差異の戻入処理額	△117,587,267
退職給付費用	△101,686,803

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。

企業年金資産	
債券	48.95%
株式	47.78%
その他	3.27%
合計	100.0%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	0.82%
③ 長期期待運用収益率	2.0%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は11,579,952円となっています。

また、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は84,981,000円となっています。

税効果会計の適用に関する注記

1. 当事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：円)

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	326,389,244
繰越欠損金	49,739,349
資産除去債務	23,412,989
減損損失	15,577,145
賞与引当金	12,737,134
役員退職慰労引当金	8,611,499
退職給付引当金	5,936,285
借地権償却	5,407,516
その他	6,837,303
繰延税金資産小計	454,648,464
評価性引当額	△358,945,095
繰延税金資産合計	95,703,369
繰延税金負債	
前払年金費用	115,822,834
資産除去債務に対応する除去費用	960,411
繰延税金負債合計	116,783,245
繰延税金負債純額	21,079,876

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	27.31%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.50%
住民税均等割等	0.19%
事業分量配当	△13.74%
評価性引当額の増減	△3.75%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.83%
その他	0.22%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.90%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

防衛特別法人税が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.31%から28.02%に変更され

ました。その結果、繰延税金負債が 1,466,445 円増加し、法人税等調整額が 1,466,445 円増加しています。

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記の 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記事項

オペレーティング・リース取引に関するもの

ファイナンス・リース取引以外のリース取引（オペレーティング・リース取引）については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。

（単位：円）

	1 年以内	1 年超	合計
未経過リース料	16,769,220	0	16,769,220

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。（解約可能なオペレーティング・リースの解約金は 1 年以内の未経過リース料に含めています）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の店舗等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による現状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の店舗等に使用されている有害物質を除去する義務についても資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は 13 年、割引率は 2.252%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：円）

期首残高	197,256,132
時の経過による調整額	233,594
資産除去債務の履行による減少額	△112,288,000
期末残高	85,201,726

(4) 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	821,761	761,178
2. 任意積立金取崩額	—	—
3. 剰余金処分別	314,028	450,332
利益準備金	—	—
任意積立金	200,000	300,000
特別積立金	200,000	200,000
農協施設改修準備積立金	—	100,000
出資配当金	11,528	8,564
事業分量配当金	102,500	141,768
4. 次期繰越剰余金	507,733	310,845

(注)

1. 出資配当率は年3%です。
2. 出資配当率、事業分量配当金の配当基準はP.79ページに掲載しております。
3. 金融の事業分量配当金は利子税控除前の金額で、購買・販売の事業分量配当金は消費税抜きの金額で算出してあります。
4. 柑橘の事業分量配当金は、選果場利用料の対象となった荷受数量を基に計算しており、配当金は柑橘備荒貯金口座に振り込みします。
5. 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額25,000千円が含まれています。

(5)部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計		信用事業		共済事業		農業関連事業		生活その他事業		営農指導事業		共通管理費等	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
事業収益 ①	4,912,372	4,712,833	515,826	465,150	305,578	297,831	3,184,537	3,071,896	860,903	828,479	45,525	49,476		
事業費用 ②	3,285,797	3,219,770	184,173	143,747	42,485	42,492	2,267,583	2,239,286	714,052	709,895	78,501	84,348		
事業総利益 (①-②)	1,625,575	1,493,063	331,653	321,403	263,092	255,338	916,953	832,610	146,851	118,583	△ 32,975	△ 34,871		
事業管理費 ④	1,471,873	1,276,836	205,772	216,465	146,141	119,965	847,345	705,027	161,599	125,087	111,015	110,290		
（うち人件費 ⑤）	(787,921)	(683,905)	(159,252)	(163,636)	(115,589)	(91,933)	(305,769)	(253,119)	(123,322)	(93,455)	(83,997)	(81,749)		
（うち減価償却費 ⑥）	(490,593)	(396,002)	(7,449)	(5,812)	(2,132)	(1,444)	(466,982)	(379,228)	(7,148)	(4,091)	(6,880)	(5,424)		
※うち共通管理費 ⑦			35,025	37,015	26,121	23,104	62,502	56,638	37,233	30,164	13,025	13,525	△ 173,908	△ 160,449
（うち人件費 ⑧）			(24,373)	(26,064)	(18,176)	(16,269)	(43,493)	(39,881)	(25,909)	(21,240)	(9,054)	(9,524)	(△ 121,018)	(△ 112,979)
（うち減価償却費 ⑨）			(2,110)	(1,132)	(1,573)	(706)	(3,765)	(1,732)	(2,243)	(922)	(784)	(413)	(△ 10,478)	(△ 4,907)
事業利益 (③-④)	153,701	216,227	125,881	104,938	116,951	135,372	69,607	127,582	△ 14,748	△ 6,503	△ 143,990	△ 145,162		
事業外収益 ⑪	185,327	182,592	31,832	35,832	23,739	22,366	84,077	82,100	33,839	29,200	11,838	13,093		
※うち共通分 ⑫			31,832	35,832	23,739	22,366	56,804	54,827	33,839	29,200	11,838	13,093	△ 158,054	△ 155,320
事業外費用 ⑬	77,388	95,030	15,586	21,877	11,623	13,655	27,813	33,673	16,568	17,828	5,796	7,994		
※うち共通分 ⑭			15,586	21,877	11,623	13,655	27,813	33,475	16,568	17,828	5,796	7,994	△ 77,388	△ 94,832
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	261,639	303,789	142,127	116,892	129,087	144,082	125,871	176,009	2,522	4,868	△ 137,948	△ 140,083		
特別利益 ⑮	498,262	1,330	100,349	295	74,838	184	179,075	500	106,677	240	37,319	108		
※うち共通分 ⑯			100,349	295	74,838	184	179,075	452	106,677	240	37,319	108	△ 498,262	△ 1,281
特別損失 ⑰	346,553	23,843	69,543	5,500	51,864	3,433	125,317	8,416	73,964	4,482	25,863	2,010		
※うち共通分 ⑱			69,543	5,500	51,864	3,433	124,101	8,416	73,928	4,482	25,863	2,010	△ 346,553	△ 23,843
税引前当期利益 (⑮+⑰-⑱)	413,348	281,276	172,933	113,687	152,041	140,833	179,629	168,093	35,235	626	△ 128,491	△ 141,965		
営農指導事業分配経費 ⑲			27,176	31,267	23,932	27,534	63,328	71,813	12,054	11,350	△ 126,491	△ 141,965		
営農指導事業分配経費引当金利益 (⑲-⑳)	413,348	281,276	145,757	82,419	128,109	113,299	116,301	96,280	23,180	△ 10,723				

※ ⑦、⑧、⑨、⑫、⑭、⑰、⑱は、各事業に直課できない部分
千円未満の金額は四捨五入しています。

(注)

1. 事業収益・事業費用（各部門及び合計）は、部門間損益を明らかにするため、部門間取引相殺前の数値としています。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(総機職員割+人件費を除く事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(営農指導貢献度割+事業総利益割)の平均値

3. 配賦割合（2の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業		共済事業		農業関連事業		生活その他事業		営農指導事業		計
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	
共通管理費等	20.14	23.07	15.02	14.40	35.94	35.30	21.41	18.80	7.49	8.43	100
営農指導事業	21.49	22.03	18.92	19.40	50.07	50.57	9.53	8.00			100

2. 損益の状況

(1) 損益の推移

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	5,433	4,282	4,658	4,907	4,707
信用事業	469	447	471	515	465
共済事業	371	333	316	305	297
農業関連事業	3,941	2,667	2,957	3,192	3,055
生活その他事業	607	786	859	847	839
営農指導事業	44	48	53	45	49
経常利益	554	374	183	261	303
当期剰余金	377	295	153	318	253

(注) 1. 「経常収益」は損益計算書上の「事業収益」と一致します。

2. 「当期剰余金」は銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 「信託業務」の取扱は行っていません。

(2) 主な財産状況等の推移

(単位:百万円、口、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総資産額	83,234	82,748	83,090	83,151	85,218
貯金等残高	67,901	68,816	69,361	69,558	72,083
貸出金残高	3,301	3,060	3,476	3,641	3,500
有価証券残高	8,970	8,863	7,945	8,315	8,112
純資産額	9,698	9,617	9,414	9,418	8,655
出資金残高	293	292	290	288	286
(出資口数)	(587,746)	(584,781)	(580,274)	(577,687)	(572,787)
単体自己資本比率	26.54	27.57	28.00	28.72	29.75
職員数	147	146	140	134	133

(注) 1. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(3) 剰余金の配当状況

(単位:百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出資配当率	5.00	3.00	3.00	4.00	3.00
金 額	14	8	8	11	8
事業分量配当金 額	195	115	70	102	141

(注) 1. 事業分量配当の配当基準は次のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定期貯金平均残高1万円につき	3円	3円	3円	3円	18円
柑橘備荒貯金平均残高1万円につき	3円	3円	3円	3円	18円
定期積金平均残高1万円につき	3円	3円	3円	3円	18円
長期共済満期共済金1万円につき	1円	1円	1円	1円	1円
長期共済保障共済金1万円につき	35銭	35銭	30銭	30銭	30銭
肥料供給高1千円につき	40円	40円	50円	50円	50円
農薬供給高1千円につき	35円	35円	35円	40円	40円
資材工事供給高1千円につき	5円	5円	5円	5円	5円
車両供給高1千円につき	2円	1円	1円	1円	1円
プロパン供給高1千円につき	5円	5円	5円	5円	5円
生産資材・農機具供給高1千円につき	5円	3円	5円	5円	4円
柑橘荷受数量1kgにつき	4円	2円	—	1円	1円

※令和6年度の農薬供給高については一部の商品(特定害虫駆除)に対して50円上乘せしています。

(4) 主な経営指標の状況

(単位:%)

	令和5年度	令和6年度	備 考
① 総資産経常利益率	0.29	0.34	経常利益÷総資産平均残高×100
② 資本経常利益率	2.78	3.16	経常利益÷純資産平均残高×100
③ 総資産当期純利益率	0.36	0.28	当期剰余金÷総資産平均残高×100
④ 資本当期純利益率	3.39	2.64	当期剰余金÷純資産平均残高×100

(5)利益総括表

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収支	384	393	9
役務取引等収支	11	12	0
その他信用事業収支	△ 64	△ 84	△ 19
信用事業粗利益	331	321	△ 10
(信用事業粗利益率)	0.46%	0.43%	△0.02%
事業粗利益	1,579	1,437	△ 142
(事業粗利益率)	1.79%	1.62%	△0.16%
事業純益	104	157	
実質事業純益	107	160	
コア事業純益	107	160	
コア事業純益（投資信託解約損益を除く）	107	160	

3. 信用事業の状況

(1) 貯貸率及び貯証率の状況

(単位: %)

	期末残高		期中平残	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
貯 貸 率	4.3	4.8	4.7	5.2
貯 証 率	11.9	11.2	11.6	12.9

注: 「貯貸率」とは貯金に対する貸出金の割合を表したもので、「貯証率」とは貯金に対する有価証券の割合を表しています。

(2) 信用事業収支の状況

(単位: 百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	384	393	9 ①
資金運用収益	387	433	45
資金調達費用	3	40	36
役 務 取 引 等 収 支	11	12	0 ②
そ の 他 事 業 直 接 収 支	8	0	△ 8 ③
そ の 他 経 常 収 支	△ 72	△ 84	△ 11 ④
信 用 事 業 総 利 益	331	321	△ 10 ①～④の合計

(3) 資金運用・調達の状況

(単位: 百万円、%)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	71,758	387	0.60	72,467	433	0.64
うち預金	59,877	269	0.45	59,588	295	0.50
うち有価証券	8,230	78	1.06	9,153	97	1.06
うち貸出金	3,650	39	1.10	3,725	40	1.10
資金調達勘定	70,538	3	0.14	70,743	40	0.20
うち貯金・定期積金	70,467	2	0.00	70,679	39	0.06
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	70	0	1.09	63	0	1.10
利 ざ や			0.46			0.44
総 資 金 利 ざ や			0.18			0.15

(注) 1. 利ざや=運用利回り-調達利回り

2. 総資金利ざや=運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

経費率=信用部門の事業管理費÷調達資金平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

(補足説明) 信用事業の事業管理費は、部門別損益計算書の信用部門の共通管理費配布前の数値

(4) 受取利息・支払利息の増減

(単位: 百万円)

	令和5年度	令和6年度
受取利息	△ 9	45
うち預金利息	△ 8	26
うち有価証券利息・配当金	△ 1	18
うち貸出金利息	0	0
支払利息	0	36
うち貯金・定期積金利息等	0	36
うち譲渡性貯金利息	—	—
うち借入金利息	0	0
差 引	△ 9	82

(注) 1. 各欄には前年度に対する増減額を記載しています。

2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

(5)貸出金等に関する指標

①農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	84	18	33	32	84
	令和6年度	35	6	28	0	35
危険債権	令和5年度	2	0	2	—	2
	令和6年度	0	0	0	—	0
要管理債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
小 計	令和5年度	86	18	35	32	86
	令和6年度	35	6	28	0	35
正常債権	令和5年度	3,557				
	令和6年度	3,467				
合 計	令和5年度	3,645				
	令和6年度	3,503				

(注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(6) 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権状況

該当する取引はありません。

(7) 貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

区分		前期繰越高	当期増加高	期中期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	3	3		3	3
	令和6年度	3	2		3	2
個別貸倒引当金	令和5年度	52	51	—	52	51
	令和6年度	51	14	32	19	14
合 計	令和5年度	56	54	—	56	54
	令和6年度	54	17	32	22	17

※貸倒引当金には信用事業以外の債権にかかるものを含んでいます。

(8) 貸出金償却の状況

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	—	34

(9)貸出金等の状況

①貸出金種類別残高（構成比）

（単位：百万円）

	期 末 残 高		平 均 残 高	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
手 形 貸 付 金	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
証 書 貸 付 金	3,396 (93.2%)	3,312 (94.6%)	3,325 (91.0%)	3,422 (91.8%)
当 座 貸 越	244 (6.7%)	187 (5.3%)	325 (8.9%)	303 (8.1%)
割 引 手 形	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
貸 出 金 計	3,641 (100.0%)	3,500 (100.0%)	3,651 (100.0%)	3,726 (100.0%)
（うち固定金利貸出金）	2,147	2,013	1,946	2,071
（うち変動金利貸出金）	1,212	1,299	1,342	1,316

（注）（ ）内は、構成比を表したものです。

②運転資金・設備資金別残高

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
運 転 資 金	337	223
設 備 資 金	364	300

（注）1. 運転資金には当座貸越を含んでいます。

2. 設備資金、運転資金のみを記載しているため、合計額は貸出金残高と一致しません。

③業種別貸出残高（構成比）

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
農業	819 (22.5%)	689 (19.6%)
林業	— (—)	— (—)
水産業	0 (0.0%)	0 (0.0%)
製造業	17 (0.4%)	22 (0.6%)
鉱業	— (—)	— (—)
建設業	12 (0.3%)	7 (0.2%)
不動産業	— (—)	— (—)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (0.0%)	0 (0.0%)
運輸・通信業	1 (0.0%)	4 (0.1%)
卸売・小売・飲食業	1 (0.0%)	2 (0.0%)
サービス業	58 (1.6%)	13 (0.3%)
金融・保険業	2 (0.0%)	1 (0.0%)
地方公共団体	— (—)	— (—)
その他	34 (0.9%)	17 (0.4%)
小計	949 (26.0%)	759 (21.6%)
住宅・生活関連、その他	2,692 (73.9%)	2,741 (78.3%)
合計	3,641 (100.0%)	3,500 (100.0%)

（注）1. （ ）内は、構成比を表しています。

2. 業種は主たる業種としています。残高及び構成比は主たる業種以外の業種に対する貸出金を含んでいます。

④貸出金担保別の内訳

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
定期貯金・定期積金	467	436
不 動 産	—	—
有 価 証 券	—	—
そ の 他	323	287
担 保 計	791	724
機 関 保 証	1,811	1,891
信 用 そ の 他	1,038	884
合 計	3,641	3,500

（注）1. ひとつの貸出金で、不動産担保及び機関保証を付保している場合は、機関保証のみに記載しています。

2. 機関保証とは、農業信用基金協会、信用保証協会等による保証です。

3. 信用その他には個人保証貸出が含まれます。

4. 2種類以上の担保を取得している貸出金については、換価しやすい担保に残高を集約しております。

⑤営農類型・資金種別別残高 (単位：百万円)

種 類		令和5年度	令和6年度
営農類型別	農業	885	709
	穀作	—	—
	野菜・園芸	2	2
	果樹・樹園農業	713	612
	茶	—	—
	養豚・肉牛・酪農	25	16
	養鶏・養卵	15	16
	養蚕	—	—
	その他農業	128	62
	農業関連団体等	—	—
	計	885	709
資金種別別	プロパー資金	616	458
	農業制度資金	268	250
	農業近代化資金	202	191
	その他制度資金	66	59
合 計		885	709

- (注) 1. 農業の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。
2. 「その他農業」には、土地改良区、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられていない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、他の農協や経済連や農協等の子会社が含まれています。茶農協など専門農協への貸出は該当する作目に計上しています。
4. プロパー資金とは、貸出金のうち制度資金以外のものをいいます。
5. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで農協等が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金（間接融資）と②を対象としています。

⑥農業関係の受託貸付金残高 (単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
日本政策金融公庫資金	66	59
その他	—	—
合 計	66	59

(10)貯金の状況

①貯金種類別残高（構成比）

（単位：百万円）

種 類	期 末 残 高		平 均 残 高	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
流動性貯金 定期性貯金	当 座 貯 金	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	普 通 貯 金	36,805 (52.9%)	40,521 (56.2%)	34,682 (49.2%)
	貯 蓄 貯 金	49 (0.0%)	45 (0.0%)	49 (0.0%)
	通 知 貯 金	— (—)	— (—)	— (—)
	定 期 貯 金	30,737 (44.1%)	29,632 (41.1%)	33,622 (47.7%)
	(固定金利定期貯金)	30,717	29,611	33,601
	(変動金利定期貯金)	20	21	20
	定 期 積 金	837 (1.2%)	668 (0.9%)	848 (1.2%)
	そ の 他 の 貯 金	1,129 (1.6%)	1,215 (1.6%)	1,263 (1.7%)
	計	69,558 (100.0%)	72,083 (100.0%)	70,467 (100.0%)
譲 渡 性 貯 金		— (—)	— (—)	— (—)
貯 金 合 計		69,558 (100.0%)	72,083 (100.0%)	70,467 (100.0%)

（注）（ ）内は、構成比を表したものです。

(11)有価証券等の状況

①有価証券種類別残高（構成比）

（単位：百万円）

種 類	期 末 残 高		平 均 残 高	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国 債	5,529 (66.50%)	5,531 (68.19%)	4,550 (55.29%)	6,253 (68.32%)
地 方 債	2,786 (33.50%)	2,580 (31.81%)	3,680 (44.71%)	2,899 (31.67%)
政 府 保 証 債	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
金 融 債	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
短 期 社 債	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
社 債	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
株 式	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
受 益 証 券	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
投 資 証 券	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合 計	8,315 (100.00%)	8,112 (100.00%)	8,230 (100.00%)	9,153 (100.00%)

（注）1（ ）内は構成比を表わしたものです。

2. 外国株式、外国債券は保有しておりません。

②有価証券の残存期間別残高

国債

（単位：百万円）

区 分	令和5年度	令和6年度
1 年 以 下	—	—
1 年 超 3 年 以 下	—	—
3 年 超 5 年 以 下	—	100
5 年 超 10 年 以 下	—	—
10 年 超	5,529	5,431
期間の定めのないもの	—	—
合 計	5,529	5,531

政府保証債

区 分	令和5年度	令和6年度
1 年 以 下	—	—
1 年 超 3 年 以 下	—	—
3 年 超 5 年 以 下	—	—
5 年 超 10 年 以 下	—	—
10 年 超	—	—
期間の定めのないもの	—	—
合 計	—	—

社債

区 分	令和5年度	令和6年度
1 年 以 下	—	—
1 年 超 3 年 以 下	—	—
3 年 超 5 年 以 下	—	—
5 年 超 10 年 以 下	—	—
10 年 超	—	—
期間の定めのないもの	—	—
合 計	—	—

株式

区 分	令和5年度	令和6年度
期間の定めのないもの	—	—

投資証券

区 分	令和5年度	令和6年度
期間の定めのないもの	—	—

地方債

（単位：百万円）

区 分	令和5年度	令和6年度
1 年 以 下	—	—
1 年 超 3 年 以 下	—	101
3 年 超 5 年 以 下	310	301
5 年 超 10 年 以 下	312	598
10 年 超	2,162	1,579
期間の定めのないもの	—	—
合 計	2,786	2,580

金融債

区 分	令和5年度	令和6年度
1 年 以 下	—	—
1 年 超 3 年 以 下	—	—
3 年 超 5 年 以 下	—	—
5 年 超 10 年 以 下	—	—
10 年 超	—	—
期間の定めのないもの	—	—
合 計	—	—

短期社債

区 分	令和5年度	令和6年度
1 年 未 満	—	—

受益証券

区 分	令和5年度	令和6年度
1 年 以 下	—	—
1 年 超 3 年 以 下	—	—
3 年 超 5 年 以 下	—	—
5 年 超 10 年 以 下	—	—
10 年 超	—	—
期間の定めのないもの	—	—
合 計	—	—

③商品有価証券種類別残高（構成比）

該当する取引はありません。

④有価証券等の時価情報

・満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

令和5年度			令和6年度		
貸借対照表価額	時 価	差 額	貸借対照表価額	時 価	差 額
—	—	—	—	—	—

（注）満期保有目的債券の時価は、当事業年度末における市場価格等にもとづく時価によっています。

・その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

	令和5年度			令和6年度		
	取得原価	貸借対照表価額	評価差額	取得原価	貸借対照表価額	評価差額
株 式	—	—	—	—	—	—
債 券	8,679	8,315	△ 364	9,277	8,112	△ 1,164
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	8,679	8,315	△ 364	9,277	8,112	△ 1,164

（注）1. 上記の有価証券残高には外部出資残高を含めて記載しています。

2. 貸借対照表価額は、当事業年度末における市場価格等にもとづく時価によっています。

・時価のない主な有価証券の内容

（単位：百万円）

	貸借対照表価額	
	令和5年度	令和6年度
子会社および関連会社株式	10	10
そ の 他 有 価 証 券	4,397	4,397
（ 系 統 機 関 出 資 金 ）	4,346	4,346
（ 系 統 機 関 外 出 資 金 ）	51	51

（注）上記の有価証券残高には外部出資残高を含めて記載しています。

・金銭の信託の内容

（単位：百万円）

	令和5年度			令和6年度		
	取得原価	貸借対照表価額	評価差額	取得原価	貸借対照表価額	評価差額
運 用 目 的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

（注）1. 貸借対照表価額は、当事業年度末における市場価格等にもとづく時価によっています。

2. デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引に

該当する取引はありません。

(12) 公共債の窓口販売実績 (単位:百万円)

種 類	窓口販売実績	
	令和5年度	令和6年度
国 債	41	136

(13) 内国為替取扱実績

(単位:千件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件 数	9	46	12	66
	金 額	22,340,277	28,648,409	11,025,181	15,482,225
代金取立為替	件 数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	8,662,926	13,699,160	3,531,164	9,009,299
合 計	件 数	9	47	12	67
	金 額	31,003,204	42,347,569	14,556,345	24,491,525

4. 共済事業の状況

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終 身 共 済	5,668	69,298,293	5,579	65,083,045
	定 期 生 命 共 済	22	337,000	25	399,000
	養 老 生 命 共 済	1,643	8,409,800	1,520	7,433,341
	こ ども 共 済	1,111	2,596,200	1,068	2,377,900
	医 療 共 済	3,454	4,406,200	3,412	4,169,000
	が ん 共 済	868	315,500	871	311,000
	定 期 医 療 共 済	56	33,200	54	32,200
	介 護 共 済	198	407,938	217	444,438
	認 知 症 共 済	5		4	
	生 活 障 害 共 済	69		65	
	特定重度疾病共済	62		64	
	年 金 共 済	3,225	305,000	3,087	200,000
	建 物 更 生 共 済	7,827	114,173,020	7,571	112,166,630
計		23,097	197,685,953	22,469	190,238,656

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

2. 認知症共済、生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、金額欄は斜線としています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
医 療 共 済		3,454	24,971	3,412	24,140
が ん 共 済		868	4,822	871	4,837
定 期 医 療 共 済		56	282	54	272
計		4,378	30,075	4,337	29,249

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系共済その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	198	879,961	217	939,857
認 知 症 共 済	5	9,000	4	8,000
生活障害共済(一時金型)	44	328,000	41	312,500
生活障害共済(定期年金型)	25	34,800	24	34,200
特 定 重 度 疾 病 共 済	62	79,700	64	87,200

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	2,206	1,459,319	2,041	1,320,795
年 金 開 始 後	1,019	634,122	1,046	669,420
計	3,225	2,093,442	3,087	1,990,215

(注) 1. 金額は年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	230	3,125,170	2,311	225	3,067,920	2,268
自 動 車 共 済	7,706		297,693	7,663		296,744
傷 害 共 済	3,440	10,415,000	1,391	3,648	10,999,500	1,425
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	131		386	117		457
自 賠 責 共 済	3,150		50,850	3,019		48,341
計	14,657		352,634	14,672		349,237

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

5. その他の事業の状況

(1) 購買事業取扱実績

① 受託購買品

(単位：百万円)

種 類		供給高		種 類		供給高	
		令和5年度	令和6年度			令和5年度	令和6年度
生産資材	飼 料	—	—	生活資材	そ の 他	—	—
	自動車（二輪除く）	—	—		小 計	—	—
	家畜（牛、豚、鶏等）	—	—		合 計	—	—
	小 計	—	—				

② 買取購買品

(単位：百万円)

種 類		供給高		種 類		供給高	
		令和5年度	令和6年度			令和5年度	令和6年度
生産資材	飼 料	343	337	生活資材	食 品	—	—
	肥 料	567	495		米	—	—
	農 薬	612	646		生鮮食品	—	—
	保温資材	23	30		一般食品	—	—
	包装資材	11	10		衣 料 品	—	—
	農業機械	495	249		耐 久 資 材	8	8
	石 油 類	—	—		日 用 品	—	—
	自 動 車	427	442		L P ガ ス	63	70
	家 畜	155	158		石 油 類	—	—
	そ の 他	99	114		そ の 他	220	221
	小 計	2,736	2,485		小 計	291	300
				合 計		3,028	2,786

(注) 1. 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位：百万円)

種 類		取扱高		種 類		取扱高	
		令和5年度	令和6年度			令和5年度	令和6年度
農産物	米	8	6	畜産物	生 乳	—	—
	麦	—	—		牛乳(加工乳等)	—	—
	雑穀・豆類	—	—		鶏 卵	—	—
	加工用甘藷・馬鈴薯	—	—		ひな・種鶏	—	—
	蒟 蒻	—	—		ブロイラー・成鶏	91	81
	野 菜	7	6		乳 用 牛	—	—
	果 実	7,627	9,863		肉 用 牛	1,089	1,137
	茶	—	—		肉 豚	98	65
	その他工芸作物	—	—		家 畜	—	10
	花き・花木	29	23		その他畜産物	—	—
	その他農林水産物	36	37		小 計	1,279	1,295
	小 計	7,709	9,936	合 計		8,988	11,232

(注) 1. 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

② 買取販売品

(単位：百万円)

種 類		取扱高		種 類		取扱高	
		令和5年度	令和6年度			令和5年度	令和6年度
農産物	米	—	—	畜産物		—	—
	米以外のその他農林産物	746	868		合 計	746	868
	小 計	746	868				

(注) 1. 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3)加工事業取扱実績 (単位：百万円)

種 類	販売高	
	令和5年度	令和6年度
合計		

(4)指導事業収支の内容 (単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 入	賦課金	16	16
	補助金	3	3
	実費収入	24	29
	女性部収入	0	0
	計	45	49
支 出	営農改善費	40	47
	教育情報費	9	9
	生活文化事業	6	5
	その他指導費用	21	21
	計	78	83

6. 自己資本の充実の状況

当農協では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を図っています。健全経営のため内部留保の増強に努めた結果、令和7年3月末の当農協の自己資本比率は、29.75%であり、国内基準の目安である4%を大幅に上回る水準を保持しています。

当農協の自己資本は組合員の皆様の出資や事業の利用の結果の剰余金から構成されています。

普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	当農協
資本調達手段の概要	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額	286百万円（前年度288百万円）

(注)

- 1 普通出資のうち714千円は処分未済持分として、脱退時の組合員の出資相当額を当農協で取得しており、この額はコア資本に不算入としています。
- 2 当農協の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当農協は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当農協が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組員資本の額	9,569	9,669	
うち、出資金及び資本準備金の額	288	286	
うち、再評価積立金の額	—	—	
うち、利益剰余金の額	9,394	9,534	
うち、外部流出予定額(△)	114	150	
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	2	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3	2	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,572	9,672	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	58	37	
うち、のれんに係るものの額	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	58	37	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
前払年金費用の額	269	413	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	327	450	
自己資本			
自己資本の額（(イ)－(ロ)） (ハ)	9,244	9,221	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	29,878	30,133	
資産（オン・バランス）項目	29,878	30,022	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オフ・バランス項目	—	110	
CVAリスク相当額8パーセントで除して得た額	—	—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—	
勘定間の振替分	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,299	860	
フロア調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	32,178	30,993	
自己資本比率			
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）	28.72%	29.75%	

- 「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当農協は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当農協が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの期末 残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	250	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	5,789	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,831	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向 け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業 者向け	60,139	12,027	481
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	320	123	4
抵当権付住宅ローン	440	153	6
不動産取得等事業向け	30	28	1
三月以上延滞等	25	5	0
取立未済手形	9	1	0
農業基金協会・信用保証協会等による 保証付	1,391	134	5
株式会社地蔵経済活性化支援機構等 による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	212	212	8
（うち出資等のエクスポージャー）	212	212	8
（うち重要な出資のエクスポ ージャー）	—	—	—
上記以外	10,996	17,190	687
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手 段のうち対象普通出資等及びその他外部T LAC関連調達手段に該当するものの以外の ものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合 会の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャー）	4,176	10,441	417
（うち特定項目のうち調整項目に算入されな い部分に係るエクスポージャー）	196	490	19
（うち総株主等の議決権の百分の十を超え る議決権を保有している他の金融機関等 に係るその他外部TLAC関連調達手段に関 するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超え る議決権を保有していない他の金融機関等 に係るその他外部TLAC関連調達手段に係 る5%基準額を上回る部分に係るエク スポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	6,623	8,258	250
証券化	—	—	—
（うちSTO要件適用分）	—	—	—
（うち非STO適用分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポージャー	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—
（うちマナデート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入され るものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入さ れなかったものの額(Δ)	—	—	—
標準的手法を適用する エクスポージャー計	83,439	29,878	1,195
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	83,439	29,878	1,195
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	2,299		91
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	32,178		1,287

②信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに
区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度		
信用リスク・アセット	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
現金	218	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,387	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	3,731	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	62,327	12,465	498	
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	
中堅中小企業等向けおよび個人向け	920,813	389,075	15,563	
（うちランゲーター向け）	2	1	0	
不動産関連向け	488	102	4	
（うち自己居住用不動産等向け）	467	97	3	
（うち賃貸用不動産向け）	17	5	0	
（うち事業用不動産関連向け）	2	—	—	
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	
（うちADC向け）	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	21	8	0	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	11	11	0	
取立未済手形	4	0	0	
信用保証協会等による保証付	1,504	147	5	
株式会社東京経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	
共済約款貸付	—	—	—	
株式等	231	231	9	
上記以外	10,346	16,775	671	
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,176	10,441	417	
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	109	274	10	
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—	
（うち上記以外のエクスポージャー）	6,059	8,059	242	
証券化	—	—	—	
（うちSTO要件適用分）	—	—	—	
（うち短期STO要件適用分）	—	—	—	
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	
（うちSTO・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	
再証券化	—	—	—	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	
（うちルックスルー方式）	—	—	—	
（うちマンドート方式）	—	—	—	
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	
（うちフォールバック方式）	—	—	—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額△	—	—	—	
標準的手続きを適用するエクスポージャー	86,193	30,133	1,205	
OVAリスク相当額×8% （簡便法）	—	—	—	
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	
合計（信用リスク・アセットの額）	86,193	30,133	1,205	
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式・標準的方式＞	マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	0		0	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	880		34	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	30,993		1,239	

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	860
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	34
BI	573
BIC	68

(注)

- 1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランス含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
(当農協はオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。)
- 3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 6 「経過措置によりリスクアセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 8 当農協では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{(\text{粗利益（正の値に限る）} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3)信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当農協では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I , Moody' s , JCR , S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I , Moody' s , JCR , S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I , Moody' s , JCR , S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するため必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和5年度					令和6年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国 内	83,439	3,768	8,695	—	25	86,193	3,756	9,293	—	33
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	83,439	3,768	8,695	—	25	86,193	3,756	9,293	—	33
法 人	農業	32	32	—	—	44	44	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	60,141	—	—	—	62,309	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	9	9	—	—	2	2	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	9,620	925	8,695	—	10,118	825	9,293	—	—
	上記以外	4,412	—	—	15	4,440	—	—	—	9
個 人	2,802	2,801	—	—	9	2,889	2,884	—	—	23
その他	6,419	—	—	—	—	6,387	—	—	—	—
業 種 別 計	83,439	3,768	8,695	—	25	86,193	3,756	9,293	—	33
1年以下	59,384	244	—	—	—	62,578	250	—	—	—
1年超3年以下	341	241	100	—	—	583	282	300	—	—
3年超5年以下	431	230	200	—	—	383	183	200	—	—
5年超7年以下	448	248	200	—	—	317	216	100	—	—
7年超10年以下	1,343	1,243	100	—	—	1,765	1,162	602	—	—
10年超	9,527	1,432	8,094	—	—	9,664	1,573	8,090	—	—
期限の定めのないもの	11,962	127	—	—	—	10,902	87	—	—	—
残存期間別残高計	83,439	3,768	8,695	—	—	86,193	3,756	9,293	—	—

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます（当JAはオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。）。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」には「コミットメント」の融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	3	3	/	3	3	3	2	/	3	2
個別貸倒引当金	52	51	—	52	51	51	14	32	19	14

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度					
	期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償却	期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償却
			目的 使用	その 他					目的 使用	その 他		
国 内	52	51	—	52	51	/	51	14	32	19	14	34
国 外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/
地域別計	52	51	—	52	51	/	51	14	32	19	14	34
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	52	51	—	52	51	—	51	14	32	19	14	34
業種別系	52	51	—	52	51	—	51	14	32	19	14	34

(注) 当農協は国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(令和6年度)

(単位: 百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセット の額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(B+D))
現金	0	218	—	218	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	6,387	—	6,387	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	3,731	—	3,731	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	62,327	—	62,327	—	12,465	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	—	—	—	—	—	—
(うち特定貸付債権向け)	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	772	1,460	320	148	389	83
(うちトランザクター向け)	45	—	28	—	2	1	45
不動産関連向け	20~150	488	—	479	—	102	21
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	467	—	462	—	97	21
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	17	—	17	—	5	30
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	2	—	0	—	0	—
(うちその他不動産関連向け)	80	—	—	—	—	—	—
(うちA D C向け)	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	6	—	5	—	8	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	11	—	11	—	11	100
取立未済手形	20	4	—	4	—	0	20
信用保証協会等による保証付	0~10	1,504	—	1,472	—	147	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	0	—	0	—	0	—
株式等	250~400	231	—	231	—	231	100
上記以外	100~1250	10,346	—	10,346	0	16,775	162
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	4,176	—	4,176	—	10,441	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	109	—	109	—	274	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	6,059	0	6,059	0	6,059	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちS T C要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち非S T C要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	30,133	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額

令和6年度

(単位:百万円)

令和6年度		信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け		6	—	—	—	—	0	6						
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—	—						
		0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け		3	—	—	—	—	—	0	3					
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—	—	—					
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—	—	—					
		0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—					
		20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		62	—	—	—	—	—	—	0	62				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）		—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—	—						
株式等		—	—	—	0	0	0	0						
		45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け		0	0	0	0	0	0							
（うちトランザクター向け）		0	—	—	—	0	0							
		20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連運向け		0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
うち自己居住用不動産等向け		0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
		30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連運向け		0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
うち賃貸用不動産向け		0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
		70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連運向け		—	—	—	—	—	—	—	0					
うち事業用不動産関連向け		—	—	—	—	—	—	—	0					
		60%	その他	合計										
不動産関連運向け		—	—	—										
うちその他不動産関連向け		—	—	—										
		100%	150%	その他	合計									
不動産関連運向け		—	—	—	—									
うちA・D・C向け		—	—	—	—									
		50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）		0	0	0	0	0	0							
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	0	—	—	0	0							
		0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金		0	—	—	—	0	0							
取立未済手形		—	—	0	—	0	0							
信用保証協会等による保証付		0	1	—	—	0	1							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—							
共済約款貸付		0	—	—	—	0	0							

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	10,409	10,409
	リスク・ウェイト2%	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	1,347	1,347
	リスク・ウェイト20%	—	60,149	60,149
	リスク・ウェイト35%	—	438	438
	リスク・ウェイト50%	—	4	4
	リスク・ウェイト75%	—	164	164
	リスク・ウェイト100%	—	6,551	6,551
	リスク・ウェイト150%	—	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	4,373	4,373
	その他	—	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—
	計	—	83,439	83,439

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト
区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイトの区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値(%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オ・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	75,090	—	—	74,629
40%～70%	0	28	10%	3
75%	108	1,439	10%	249
80%	—	—	—	—
85%	53	—	—	53
90%～100%	194	11	10%	166
105%～130%	—	—	—	—
150%	5	—	—	5
250%	221	—	—	221
400%	10	—	—	10
1250%	—	—	—	—
その他	0	1	10%	0
計	75,684	1,480	10%	75,339

（注）

1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当農協では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	7	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	0	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	7	—	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが、150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金、取立未済手形、未決済取引、その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	7	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	7	—	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金、取立未済手形、未決済取引、その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の
リスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク

管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当農協においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他の有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資（県信連等のJAグループ等への出資）については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他の有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他の有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額
及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	4,407	4,407	4,407	4,407
合 計	4,407	4,407	4,407	4,407

(注) 「時価評価額」は時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計です。

③出資または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益
の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資
の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項

該当エクスポージャーは保有しておりません

(9) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当農協では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇ リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当農協では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当農協は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当農協は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇ 金利リスクの算定手法の概要

当農協では経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定期間がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.211年です。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提、内部モデルは使用していません。

- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 該当ありません。

- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。

◇ 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（ Δ ）
算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・ 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・ 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点は、特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	700	606	8	25
2	下方パラレルシフト	0	0	4	0
3	スティープ化	840	743		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	840	743	8	25
		ホ		ヘ	
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	9,244		9,221	

(注)

「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

7. 三ヶ日町農協自己改革工程表

自己改革の基本方針である「農家組合員の農業所得の向上」と「地域社会への適切なサービス」を組合員との徹底した対話に基づいて、創造的自己改革の実践に全力で取り組んでいます。これまでに、柑橘選果場や農産物流通センターの建設、販売体制の強化、農業生産指導の強化、直売所による販売強化、特産品の販路拡大などの取り組みを進めてきました。

令和6年度に引き続き、組合員との対話に基づく自己改革実践サイクルの取り組みを実践し、農業所得の向上に向けて、品質管理の向上や農産物インターネット販売の強化等に取り組むほか、経営基盤の強化や組合員との対話・意思反映の取り組みも進めることで、不断の自己改革によるさらなる進化を目指しています。

(実践結果)

柑橘AⅠ選果システム導入による品質管理向上について令和6年度実績は、みかん全般において害虫や高温による影響により、目標としていた荷受数量 32,300 tを下回る 24,945 tに留まったものの、高単価で販売することができ、導入前と比較して1 kgあたり、10 円以上の売上増加効果を生むこととなりました。農産物インターネット販売・DM通販の強化について令和6年度実績は、みかんの順調な荷受・販売により、目標としていた販売数量 500 tを上回る 559 tとなりました。その結果、直販による中間コストの削減により、1 kgあたり 30 円以上の売上増加効果を生むこととなりました。予約購買の周知について、令和6年度実績は目標としていた農薬 21 万 9,500 個を下回る 21 万 1,837 個に留まったものの、農薬 1 個あたり 150 円以上のコスト低減効果を生むこととなりました。

この他にも、地域の活性化や経営基盤強化、組合員との対話・意思反映の取り組みを進めています。

今後とも、三ヶ日町農協は、地域になくなくてはならない農協であり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

自己改革を実践するための具体的な方針

- 1 訪問活動や座談会等を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
- 2 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線で必要な取り組みについて、目標及び実践具体策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「所得増大」に取り組みます。
 - ①みかんのブランド価値の向上を目指します。
 - ア. AⅠ選果システムによる品質管理向上、イ. 特販課や市場と連携した販売戦略の構築
 - ②農産物インターネット販売・DM通販の強化に取り組みます。
 - ア. ECサイトの運用強化、イ. SNSを駆使した積極的な宣伝
 - ③農産物の生産性向上、農作業の効率化・省力化に取り組みます。
 - ア. 農薬・肥料予約注文システム（AGPOS）の利用率向上、イ. スマート農業による農作業の効率化、ウ. 必要な農業資金の供給
- 3 「地域の活性化に向けて」は、引き続き柑橘選果場の視察見学を積極的に受入してまいります。
- 4 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

令和6年度は、支部座談会や組合員宅訪問、共済加入者アンケートの実施等、組合員の意思反映に取り組みしました。令和7年度につきましても、引き続き地域に根ざした農協を目指して「正組合員とともに、地域農業や地域経済の発展を支える組合員」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となった農協運営を実現します。また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内の人口動向は依然として減少傾向にあります。そのため、担い手不足、労働力不足、将来を担う農業後継者の育成など課題は多くありますが、これらの課題の解消に取り組むことが自己改革となり農家組合員の生産振興に寄与していくことになります。現状のまま事業改革を進めなかった場合の5年後の成り行きシミュレーションにおいては、事業量は徐々に減少となる見通しとなっています。

これらの課題に対応して、みかんを主力とした販売力の強化による収益確保と、業務の効率化による費用削減、健全で持続性のある経営を確保することで経営基盤の確立と総合的な事業展開に取り組んでまいります。

三ヶ日町農協自己改革工程表（数値編）

重点目標

成果指標・目標値

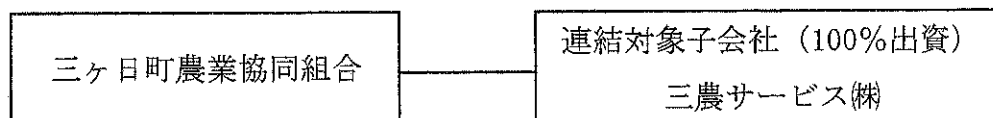
農業者の所得増大・農業生産の拡大									
柑橘AⅠ選果システムによる品質管理向上				令和5年度		令和6年度		令和7年度	
対象者：柑橘生産者				想定	売上増加効果	目標	実績	目標	実績
令和7年度	26,400t	1kgあたり10円		27,300t	26,816t (98.2%)	32,300t	24,945t (77.2%)	26,400t	
農産物インターネット販売・DM通販の強化				令和5年度		令和6年度		令和7年度	
対象者：生産者				想定	売上増加効果	目標	実績	目標	実績
令和7年度	600t	1kgあたり30円		460t	473t (102.8%)	500t	559t (111.8%)	600t	
予約購買を周知し資材コスト（農業）低減				令和5年度		令和6年度		令和7年度	
対象者：必要とする全ての者				想定	コスト低減効果	目標	実績	目標	実績
令和7年度	—	1個あたり150円		219,000個 (袋・本)	209,471個 (袋・本) (95.6%)	219,500個 (袋・本)	211,837個 (袋・本) (96.5%)	—	
農薬・肥料予約注文システム（AGPOS）の利用率向上				令和5年度		令和6年度		令和7年度	
対象者：必要とする全ての者				想定	コスト低減効果	目標	実績	目標	実績
令和7年度	75%	1個あたり150円		—	—	—	67.6%	75%	
地域の活性化				令和5年度		令和6年度		令和7年度	
柑橘選果場視察見学受入				目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和7年度	2,200人			2,800人	2,109人 (75.3%)	2,200人	2,095人 (95.2%)	2,200人	
経営基盤の確立・強化				令和5年度		令和6年度		令和7年度	
営農関連施設（農産・特販配送室）の効率化に向けた機能再編				実績		実績		目標	
拠点の集約化による作業効率の向上				着工		稼働		—	
経営基盤の確立・強化				令和5年度		令和6年度		令和7年度	
特販事業の拡大による販売品取扱高の増大				目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和7年度	9億39百万円			7億77百万円	7億82百万円 (100.6%)	8億67百万円	9億5百万円 (104.4%)	9億39百万円	
対話・意思反映									
組合員との訪問・対話（世帯）				2,470世帯		2,434世帯		2,430世帯	
支部座談会（回数、出席人数）				30回、900人		30回、742人		30回、900人	
総代集会（回数、出席人数）				40回、500人		59回、703人		50回、600人	
共済加入者アンケート（人数）				200人		146人		—	
JAポータルを活用したアンケート（回数）				—		12回		14回	

8. 連結情報

(1) グループの概況

三ヶ日町農協グループは当農協、主として運送事業を行う三農サービス株式会社（子会社）で構成されています。

組織図



(2) 子会社等の状況

会社名	主たる営業所 又は事務所の 所在地	設立年月日	資本金又は 出資金 (百万円)	事業内容	三ヶ日町農 協議決権比 率（％）	他の子会社の 議決権比率 （％）	当期売上高 (百万円)	当期利益 (百万円)
三農 サービス(株)	浜松市浜名区 三ヶ日町三ヶ 日866-1	昭和51年 7月	10	運送業 が「リンスant」 小荷物発送 農作業受託	100	0	1,019	13

(3) 連結事業の概況（令和6年度）

①事業の概要

令和6年度の当農協の連結決算は、三農サービス(株)を連結しております。令和6年度の連結決算の内容は、連結経常収益16億6,478万円、連結当期剰余金2億6,619万円、連結純資産92億985万円、連結総資産855億517万円で、連結自己資本比率は30.93%となっております。

②連結対象子会社等の事業概況

当期は主力であるミカン輸送において生産量の減少やカメムシの被害等の影響を受け運送収入は減少となり、燃料部門においては、補助金の引き下げにより燃料価格が高止まる中で全体の売上高は10億1,978万円（前年比95.6%）となりました。営業利益は1,166万円（前年比51.9%）、前年より減収減益となりました。

運送事業では、物流2024年問題が表面化し協力会社の台数減という形で影響が出た一方で、荷主様のご理解・ご協力により荷待ち時間短縮・運賃アップ等により効率を重視する事ができ、ドライバーの労働環境を改善する事ができました。小荷物事業では、キャッシュレス決済の普及推進に注力し、繁忙期にはスムーズな会計が可能となり、お客様にはご好評をいただきました。作業受託事業では作業従事者を増員し146件を受託する事ができました。

燃料事業では、販売価格の高値推移と車の燃費向上やEVの普及等の構造的な需要減少要因が重なり燃料油の供給高は前年比93.4%と大きく減少し、売上高についても前年比97.1%となりました。

(4)連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (R6. 3. 31)	令和6年度 (R7. 3. 31)	科 目	令和5年度 (R6. 3. 31)	令和6年度 (R7. 3. 31)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	72,379,580	74,204,168	1. 信用事業負債	69,275,451	71,807,519
(1)現 金	253,826	220,152	(1)貯 金	69,150,248	71,641,777
(2)預 金	60,132,238	68,287,166	(2)借入金	66,481	59,252
(3)有価証券	8,315,300	8,112,490	(3)その他の信用事業負債	58,721	106,489
(4)貸出金	3,641,009	3,500,046	2. 共済事業負債	210,381	204,438
(5)その他の信用事業資産	71,980	86,076	(1)共済資金	116,894	110,586
(6)貸倒引当金	△ 34,774	△ 1,763	(2)その他の共済事業負債	93,487	93,852
2. 共済事業資産	1,985	3,011	3. 経済事業負債	1,978,935	2,193,907
3. 経済事業資産	1,616,984	1,712,206	(1)経済事業未払金	1,775,842	1,996,173
(1)経済事業未収金	655,880	736,205	(2)その他の経済事業負債	203,093	197,734
(2)棚卸資産	549,439	535,047	4. 設備借入金	1,350,000	1,635,000
(3)その他の経済事業資産	438,178	461,464	5. 雑負債	494,577	254,325
(4)貸倒引当金	△ 26,513	△ 20,510	6. 諸引当金	118,070	118,247
4. 雑資産	328,731	325,202	(1)賞与引当金	48,825	49,286
5. 固定資産	4,121,564	4,225,452	(2)退職給付に係る負債	43,290	36,138
(1)有形固定資産	4,063,331	4,171,309	(3)役員退職慰労引当金	25,954	32,821
建物	3,485,577	3,827,649	7. 繰延税金負債	—	81,874
機械装置	2,503,167	2,414,913	負債の部合計	73,427,414	76,295,312
土地	1,383,967	1,375,360	(純 資 産 の 部)		
建設仮勘定	45,288	38,502	1. 組合員資本	10,068,971	10,218,530
その他の有形固定資産	1,385,719	1,460,692	(1)出資金	288,843	286,393
減価償却累計額 (控除)	△ 4,740,387	△ 4,945,808	(2)利益剰余金	9,780,729	9,932,900
(2)無形固定資産	58,232	54,142	(3)処分未済持分	△ 551	△ 714
6. 外部出資	4,397,918	4,397,918	(4)子会社の所有する親組合出資金	△ 50	△ 50
7. 退職給付に係る資産	637,689	630,324	2. 評価・換算差額等	2,653	△ 1,008,870
8. 繰延税金資産	14,587	6,887	(1)その他有価証券評価差額金	△ 264,898	△ 1,164,843
			(2)退職給付に係る調整累計額	267,551	156,173
			純資産の部合計	10,071,625	9,209,859
資産の部合計	83,499,042	85,505,171	負債及び純資産の部合計	83,499,042	85,505,171

(5) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)	令和6年度 (R6. 4. 1～R7. 3. 31)
1. 事業総利益	1,793,311	1,664,781
(1) 信用事業収益	515,825	465,149
資金運用収益	387,890	433,761
(うち預金利息)	(252,420)	(267,577)
(うち受取事業分量配当金)	(16,673)	(27,848)
(うち有価証券利息配当金)	(78,799)	(97,428)
(うち貸出金利息)	(39,997)	(40,906)
(うちその他受入利息)	(0)	(0)
役務取引等収益	15,939	16,516
その他事業直接収益	96,353	—
その他経常収益	15,641	14,871
(2) 信用事業費用	184,100	143,581
資金調達費用	3,448	40,084
(うち貯金利息)	(1,937)	(38,561)
(うち給付補填金繰入)	(358)	(244)
(うち借入金利息)	(775)	(699)
(うちその他支払利息)	(377)	(578)
役務取引等費用	4,321	4,399
その他事業直接費用	87,980	—
その他経常費用	88,349	99,097
(うち貸倒引当金繰入額)	(436)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△ 731)
(うち貸倒損失)	(—)	(2,243)
・信用事業総利益	331,725	321,567
(3) 共済事業収益	303,614	295,888
共済付加収入	291,783	279,937
その他の収益	11,831	15,950
(4) 共済事業費用	42,485	42,492
共済推進費及び共済保全費	24,457	24,825
その他の費用	18,028	17,667
・共済事業総利益	261,128	253,395
(5) 購買事業収益	3,015,508	2,748,269
購買品供給高	2,987,211	2,715,575
購買手数料	10,160	12,432
その他の収益	18,136	20,261
(6) 購買事業費用	2,589,286	2,359,148
購買品供給原価	2,445,458	2,211,627
購買品供給費	86,675	96,927
その他の費用	57,152	50,593
・購買事業総利益	426,221	389,120
(7) 販売事業収益	1,366,967	1,508,627
販売品販売高	743,657	865,982
販売手数料	167,175	214,490
その他の収益	456,134	428,154
(8) 販売事業費用	644,966	850,149
販売品販売原価	397,585	539,224
販売費	239,650	287,474
その他の費用	7,731	23,449
・販売事業総利益	722,000	658,477
(9) その他事業収益	694,831	646,747
(10) その他事業費用	642,596	604,527
・その他事業総利益	52,235	42,219
2. 事業管理費	1,607,173	1,428,797
(1) 人件費	905,160	820,238
(2) その他事業管理費	702,013	608,558
事業利益	186,138	235,983
3. 事業外収益	190,821	184,433
(1) 受取雑利息	687	698
(2) 受取出資配当金	57,635	57,463
(3) その他の事業外収益	132,498	126,270
4. 事業外費用	77,388	95,030
(1) 支払雑利息	2,793	4,824
(2) その他の事業外費用	74,595	90,206
経常利益	299,570	325,386
5. 特別利益	499,318	2,875
(1) 固定資産処分益	452,257	1,330
(2) 一般補助金	2,625	—
(3) 保険金	1,334	—
(4) 有線放送基金戻入益	42,045	—
(5) 貸倒引当金戻入益	1,056	1,545
6. 特別損失	346,563	23,843
(1) 固定資産処分損	1,847	15,236
(2) 固定資産圧縮損	2,625	—
(3) 減損損失	218,715	8,607
(4) 商品廃棄損	1,216	—
(5) 旧柑橘選果場売却費用	122,148	—
税金等調整前当期利益	452,336	304,418
法人税・住民税及び事業税	132,845	8,442
法人税等調整額	△ 26,538	29,776
法人税等合計	106,306	38,219
当期利益	346,029	266,199
当期剰余金	346,029	266,199

(6)連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (R6.4.1～R6.3.31)	令和6年度 (R6.4.1～R7.3.31)	科 目	令和5年度 (R6.4.1～R6.3.31)	令和6年度 (R6.4.1～R7.3.31)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			信用事業資金運用による収入	389,772	412,614
税金等調整前当期利益（又は税引前当期損失）	452,336	304,418	信用事業資金調達による支出	△ 3,449	△ 40,084
減価償却費	525,420	430,083	共済貸付金利息による収入	—	—
減損損失	218,716	8,607	共済借入金利息による支出	—	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 2,175	△ 39,015	事業分益配当金の支払額	△ 70,897	△ 102,500
貸与引当金の増減額（△は減少）	△ 496	461	雑利息及び出資配当金の受取額	58,325	58,161
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△ 77,375	△ 150,891	雑利息の支払額	△ 2,793	△ 4,824
役員退職慰労金引当金の増減額（△は減少）	△ 4,758	6,867	法人税等の支払額	△ 31,224	△ 121,698
その他引当金等の増減額（△は減少）	—	—			
信用事業資金運用収益	△ 387,112	△ 432,587	事業活動によるキャッシュ・フロー	1,455,771	3,214,472
信用事業資金調達費用	3,448	40,084	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
共済貸付金利息	—	—	有価証券の取得による支出	△ 3,183,885	△ 596,438
共済借入金利息	—	—	有価証券の売却による収入	2,502,504	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 58,323	△ 58,163	有価証券の償還による収入	—	—
支払雑利息	2,793	4,824	補助金の受入による収入	2,825	—
有価証券関係損益（△は益）	△ 9,151	△ 1,174	固定資産の取得による支出	△ 81,754	△ 545,475
固定資産売却損益（△は益）	△ 450,410	13,906	固定資産の売却による収入	477,813	4,283
固定資産圧縮損	2,625	—	固定資産の撤去等に伴う支出	△ 122,149	△ 15,292
固定資産の寄付	—	—	資産除去債務からの支出	△ 16,827	△ 112,293
固定資産圧縮特別勘定関係損益	—	—	外部出資による支出	—	—
外部出資関係損益（△は益）	122,149	—	外部出資の売却等による収入	—	—
資産除去債務の増加額	228	233	子会社清算による収入	—	—
一般補助金収益	△ 2,625	—	連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	—	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	—	—
貸出金の純増（△）減	△ 164,138	140,963	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 421,473	△ 1,265,215
預金の純増（△）減	900,000	100,000	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
貯金の純増減（△）	175,886	2,491,530	設備借入れによる収入	—	400,000
信用事業借入金の純増減（△）	△ 7,729	△ 7,229	設備借入金の返済による支出	△ 75,000	△ 115,000
その他信用事業資産の純増減（△は減少）	4,877	5,873	出資の増額による収入	3,204	2,004
その他信用事業負債の純増減（△は減少）	△ 17,998	47,768	出資の払戻しによる支出	△ 5,320	△ 3,441
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			持分の取得による支出	△ 286	△ 295
共済貸付金の純増（△）減	—	—	持分の償還による収入	334	256
共済借入金の純増減（△）	—	—	出資配当金の支払額	△ 8,678	△ 11,528
共済資金の純増減（△）	△ 2,863	△ 6,303	非支配株主への配当金支払額	—	—
未経過共済付加収入の純増（△）減	△ 2,387	△ 656	連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	—	—
その他共済事業資産の純増（△）減	△ 616	△ 1,025	連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	—	—
その他共済事業負債の純増減（△）	△ 1,007	1,020	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 85,716	271,996
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			4. 現金及び現金同等物に係る換算整額	—	—
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	88,210	△ 75,155	5. 現金及び現金同等物の増減（△）	948,582	2,221,283
経済受託債権の純増（△）減	5,450	△ 4,171	6. 現金及び現金同等物の期首残高	2,087,284	3,035,866
棚卸資産の純増（△）減	14,314	14,392	7. 現金及び現金同等物の期末残高	3,035,868	5,257,119
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	△ 135,667	220,331			
経済受託債務の純増減（△）	△ 19,236	△ 6,460			
その他の経済事業資産の純増（△）減	59,847	△ 23,285			
その他の経済事業負債の純増減（△）	△ 21,675	1,102			
(その他の資産及び負債の増減)					
その他の資産の純増（△）減	31,432	3,531			
その他の負債の純増減（△）	△ 122,954	△ 16,076			
小 計	1,119,036	3,012,803			

(7) 連結注記表

令和5年度（令和5.4.1～令和6.3.31）

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①全ての子会社を連結しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の子会社及び関連会社等はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社の連結事業年度末日は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんは発生しておりません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分又は損失処理に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

①連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金、通知預金となっています。

②現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。

現金及び預金勘定	60,386,065 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△ 57,350,200 千円
現金及び現金同等物	3,035,866 千円

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（外部出資を含みます。）の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

(1) その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。

(2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。

(1) 購買品（肥料、農薬、飼料）、販売品については、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

購買品（上記以外の品目）については、売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

(2) その他の経済事業資産については、最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。

(1) 有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産は定額法によっています。

4. 引当金等はそれぞれ次の基準により計上しています。

(1) 貸倒引当金

当組合は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定基程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある先（実質破綻先）の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた額を計上しています。

すべての債権は資産自己査定基準に基づき、本所各部署及び支所において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。

子会社は、当組合に準じて資産自己査定を実施し必要と認めた額を引当てております。

(2) 退職給付に係る負債

当組合は、従業員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末の退職給付債務の見込額から年金資産の見込額の合計額を控除した額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から処理することとしています。

子会社については、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額から中小企業退職金共済事業本部との退職金共済契約に基づく積立金の総額を控除した額を計上しており、退職給付に係る債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結事業年度負担額を計上しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準及び子会社役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③利用事業

組合員の葬祭・有線放送事業等にかかる各種相談・サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税・地方消費税の会計処理の方式

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

7. その他基本となる重要な会計方針

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売

に要する経費をプール計算することで、生産者に支払いをする共同計算を果実、野菜および花き等で行っております。

(共同販売)

共同計算の会計処理については、連結貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた生産者が負担する出荷資材、運賃等の経費等の立替金や、生産者に一時的に支払った概算金を計上しています。また、経済受託債務及び経済事業未払金には、未精算の販売代金や生産者が負担する経費等を精算時に概算で控除したもの等を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、生産者が負担する経費等）から、当組合が受け取る手数料を控除した額を生産者に支払い、支払った時点および共同計算対象農産物の販売期間終了時等に経済受託債権と経済受託債務及び経済事業未払金は相殺する等の処理をしています。

(預託家畜)

当組合は預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への（金銭）債権を、貸借対照表のその他の経済事業資産に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益のその他の収益に計上しております。

(代理人として関与する取引の損益計算書の表示)

購買事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人（委託取引含む）として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

8. 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引があるが期末に残高が無い勘定科目は、「－」で表示しています。

会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 189,755 千円（繰延税金負債との相殺前の総額）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年2月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として、当組合及び子会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事

業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 218,715 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年2月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として算出しており、5か年収支シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当連結事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 61,287 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア) 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の4の「貸倒引当金」に記載しております。

イ) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ウ) 翌連結事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額は4,933,164千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,405,736 千円、機械装置 3,379,086 千円、構築物 2,000 千円、車両運搬具 940 千円、工具器具備品 6,676 千円、無形固定資産 138,725 千円

2. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATM、倉庫管理システム、パソコン等については、リース契約により使用しています。

3. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は 87,728 千円であり、その内容は次のとおりです。なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。

①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 74,823 千円、危険債権額は 12,905 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

②債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

連結損益計算書に関する注記

1. 当連結事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。

(1) 資産グループは事業の相互補完性を踏まえ本所・支所を一体でグルーピングしています。
また、オートパーク及び太陽光発電所については個別に継続的な収支の把握を行っていることから店舗単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。

(2) 当該事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。

(単位：千円)

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失 額
プレオみっかび（遊休）21 件	土 地	三ヶ日町三ヶ日 797-1 番 他	46,985
有線電柱撤去（遊休）	構 築 物	三ヶ日町内	171,729

プレオみっかびについては、事業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

有線電柱撤去については、撤去準備費用を資産除去債務に付随して構築物に計上しましたが、有線放送事業の廃止により当該金額を減損損失として特別損失に計上しています。

金融商品の時価等に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務課に融資審査担当を設置し金融課との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

・ 市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的

分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が 0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 77,014 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格（これに準ずる価格を含む）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず（３）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	60,132,238	60,101,989	△30,249
有価証券			
其他有価証券	8,315,300	8,315,300	—
貸出金	3,641,009		
貸倒引当金（※1）	△34,774		
貸倒引当金控除後	3,606,234	3,584,207	△22,026
経済事業未収金	655,880		
貸倒引当金（※2）	△26,513		
貸倒引当金控除後	629,366	629,366	—
資産計	72,683,139	72,630,863	△52,276
貯金	69,150,248	69,101,949	△48,299
借入金	1,416,481	1,329,570	△86,910
借入金	66,481		
設備借入金	1,350,000		
経済事業未払金	1,775,842	1,775,842	—
負債計	72,342,571	72,207,361	△135,210

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(3) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下、OIS という)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

(3) 市場価額のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
外部出資 (※1)	4,397,918
合計	4,397,918

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	60,132,238	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	100,000	200,000	—	8,400,000
貸出金(※1、2)	740,502	383,602	320,371	289,576	256,403	1,613,465
経済事業未収金(※3)	636,588	—	—	—	—	—
合計	61,509,328	383,602	420,371	489,576	256,403	10,013,465

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 244,032 千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 37,085 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権 19,292 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (※1)	64,562,784	2,125,747	1,809,361	233,275	419,079	—
借入金	7,229	7,229	7,229	6,954	5,454	32,386
設備借入金	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	975,000
経済事業未払金	1,775,842	—	—	—	—	—
合計	66,420,855	2,207,976	1,891,590	315,229	499,533	1,007,386

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	1,400,716	1,413,690	12,973
	地方債	1,199,914	1,257,560	57,645
	小計	2,600,631	2,671,250	70,618
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	4,379,090	4,115,600	△263,490
	地方債	1,700,000	1,528,450	△171,550
	小計	6,079,090	5,644,050	△435,040
合計		8,679,721	8,315,300	△364,421

2. 当連結事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
国債	1,253,278	47,024	87,980
地方債	1,149,226	49,328	—

3. 当連結事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

退職給付に係る会計基準の適用に関する注記

1. 当連結事業年度末における退職給付債務及び退職給付に係る負債の状況は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、金融機関との契約に基づく企業退職年金制度を採用しています。

子会社については、従業員の退職給付に備えるため、社員退職支給規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、中小企業退職金共済事業本部との退職金共済契約に基づく退職給付制度を採用しています。

なお、退職給付に係る負債・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	923,109
勤務費用	51,134
利息費用	7,243
数理計算上の差異の発生額	12,898
退職給付の支払	△82,148
期末における退職給付債務	912,237

(注) 簡便法適用子会社を含みます。

(3) 企業年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における企業年金資産	1,297,775
期待運用収益	25,955
数理計算上の差異の発生額	213,780
企業年金制度拠出金	47,159
退職給付の支払額	△78,034
期末における企業年金資産	1,506,636

(注) 簡便法適用子会社を含みます。

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	912,237
企業年金資産	△1,506,636
(うち未認識数理計算上の差異)	(△368,072)
退職給付に係る負債	43,290
退職給付に係る資産	△637,689

(注) 簡便法適用子会社を含みます。

(5) 退職給付に係る調整累計額に計上された事項

※未認識数理上の差異△368,072 千円(税効果控除前)を退職給付調整累計額に計上しています。

※退職給付調整累計額に計上された項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	△368,072 千円
-------------	-------------

(6) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項

		(単位：千円)
勤務費用		53,764
利息費用		7,243
期待運用収益	企業年金資産	△25,955
数理計算上の差異の費用処理額		△58,524
臨時に支払った割増退職金		4,126
退職給付費用		△19,344

(注) 簡便法適用子会社を含みます。当該子会社の退職給付費用は勤務費用としています。

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。

① 企業年金資産	
債券	49.98%
株式	47.10%
その他	2.92%
合計	100.0%

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金原資の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金原資の配分と年金原資を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②割引率	0.82%
③長期期待運用収益率 企業年金資産	2.0%

(10) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当連結事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は 11,813 千円となっています。

また、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 98,853 千円となっています。

税効果会計の適用に関する注記

1. 当連結事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
資産除去債務	53,870
貸倒引当金損金算入限度超過額	14,263
賞与引当金	13,476
減損損失	12,831
退職給付に係る負債	12,778
未払法人税のうち事業税引当額	8,921
役員退職慰労引当金	7,491
借地権償却	5,270
その他	4,342
繰延税金資産小計	133,246
その他有価証券評価差額金	99,523
評価性引当額	△43,014
繰延税金資産合計	189,755
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	1,015
退職給付に係る資産	73,632
退職給付に係る調整累計額	100,520
繰延税金負債合計	175,168
繰延税金資産純額	14,587

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	27.31%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.37%
住民税均等割額	0.13%
事業分量配当	△6.19%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.77%
所得税以外の税額控除	△0.32%
その他	2.97%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.50%

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記の 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記事項

オペレーティング・リース取引に関するもの

ファイナンス・リース取引以外のリース取引（オペレーティング・リース取引）については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超	合計
未経過リース料	8,605	—	8,605

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。（解約可能なオペレーティング・リースの解約金は 1 年以内の未経過リース料に含めています）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の店舗等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による現状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の店舗等に使用されている有害物質を除去する義務についても資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は 14 年、割引率は 2.252%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	42,125
有形固定資産の取得に伴う増加額	171,730
時の経過による調整額	228
資産除去債務の履行による減少額	△16,827
期末残高	197,256

令和 6 年度（令和 6.4.1～令和 7.3.31）

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1）連結の範囲に関する事項

①全ての子会社を連結しています。

（2）持分法の適用に関する事項

持分法適用の子会社及び関連会社等はありません。

（3）連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結されるすべての子会社の連結事業年度末日は、連結決算日と一致しています。

（4）のれんの償却に関する事項

のれんは発生しておりません。

（5）剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分又は損失処理に基づいて作成しています。

（6）連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

①連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金、通知預金となっています。

②現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。

現金及び預金勘定	62,507,319 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△ 57,250,200 千円
現金及び現金同等物	5,257,119 千円

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（外部出資を含みます。）の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

（1）その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、市場価格のない株式等については移動平均法に基づく原価法により行っています。

（2）その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、以下の方法により行っています。

(1) 購買品（肥料、農薬、飼料）、販売品については、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

購買品（上記以外の品目）については、売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

(2) その他の経済事業資産については、最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により行っています。

3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行っています。

(1) 有形固定資産は定率法によっています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産は定額法によっています。

4. 引当金等はそれぞれ次の基準により計上しています。

(1) 貸倒引当金

当組合は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産自己査定基程及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、銀行取引停止等の法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している先（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある先（実質破綻先）の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額から当該キャッシュ・フローによる回収見込額を控除した差額を引当てています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた額を計上しています。

すべての債権は資産自己査定基準に基づき、本所各部署及び支所において資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。

子会社は、当組合に準じて資産自己査定を実施し必要と認めた額を引当てしております。

(2) 退職給付に係る負債

当組合は、従業員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末の退職給付債務の見込額から年金資産の見込額の合計額（1,453,487 千円）を控除した額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から処理することとしています。

子会社については、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額から中小企業退職金共済事業本部との退職金共済契約に基づく積立金の総額を控除した額を計上しており、退職給付に係る債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結事業年度負担額を計上しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、農協役員退任慰労金積立基準及び子会社役員退任慰労金積立基準に基づき、期末要支給額に相当する額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③利用事業

組合員の葬祭・有線放送事業等にかかる各種相談・サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税・地方消費税の会計処理の方式

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

7. その他基本となる重要な会計方針

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで、生産者に支払いをする共同計算を果実、野菜および花き等で行っております。

(共同販売)

共同計算の会計処理については、連結貸借対照表のその他の経済事業資産に、受託販売について生じた生産者が負担する出荷資材、運賃等の経費等の立替金や、生産者に一時的に支払った概算金を計上しています。また、その他の経済事業負債には、未精算の販売代金や生産者が負担する経費等を精算時に概算で控除したもの等を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、生産者が負担する経費等）から、当組合が受け取る手数料を控除した額を生産者に支払い、支払った時点および共同計算対象農産物の販売期間終了時等にその他の経済事業資産とその他の経済事業負債は相殺する等の処理をしています。

(預託家畜)

当組合は預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への（金銭）債権を、貸借対照表のその他の経済事業資産に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の販売事業収益のその他の収益に計上しております。

(代理人として関与する取引の損益計算書の表示)

購買事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人(委託取引含む)として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

8. 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引があるが期末に残高が無い勘定科目は、「―」で表示しています。

会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 102,590 千円(繰延税金負債との相殺前の総額)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

翌事業年度以降の課税所得の見積りにについては、令和7年2月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として、当組合及び子会社が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 8,607 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年2月に作成した5か年収支シミュレーションを基礎として算出しており、5か年収支シミュレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当連結事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 38,348 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア) 算定方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の4の「貸倒引当金」に記載しております。

イ) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ウ) 翌連結事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額は4,933,145千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,404,716 千円、機械装置 3,379,086 千円、構築物 2,000 千円、車両運搬具 940 千円、工具器具備品 6,676 千円、無形固定資産 138,725 千円

2. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATM、倉庫管理システム、パソコン等については、リース契約により使用しています。

3. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の合計額は 35,748 千円であり、その内容は次のとおりです。なお、これらの債権の額は貸倒引当金控除前の額です。

①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 35,748 千円、危険債権額はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

②債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

連結損益計算書に関する注記

1. 当連結事業年度における固定資産減損会計の適用状況は次のとおりです。

(1) 資産グループは事業の相互補完性を踏まえ本所・支所を一体でグルーピングしています。
また、オートパーク及び太陽光発電所については個別に継続的な収支の把握を行っていることから店舗単位で、賃貸用固定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしています。

(2) 当該事業年度において固定資産の減損損失を次のとおり計上しています。

(単位：千円)

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失 額
プレオみっかび（遊休）21 件	土 地	三ヶ日町三ヶ日 797-1 番 他	8,607

プレオみっかびについては、事業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

金融商品の時価等に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を静岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務課に融資審査担当を設置し金融課との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

・ 市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的

な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が 0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 67,330 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格（これに準ずる価格を含む）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず（３）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	62,287,166	62,160,856	△126,310
有価証券			
その他有価証券	8,112,490	8,112,490	—
貸出金	3,500,046		
貸倒引当金（※１）	△1,763		
貸倒引当金控除後	3,498,282	3,462,006	△36,275
経済事業未収金	736,205		
貸倒引当金（※２）	△20,510		
貸倒引当金控除後	715,695	715,695	—
資産計	74,613,634	74,451,047	△162,586
貯金	71,641,777	71,456,995	△184,782
借入金	1,694,252	1,567,506	△126,745
借入金	59,252		
設備借入金	1,635,000		
経済事業未払金	1,996,173	1,996,173	—
負債計	75,332,202	75,020,675	△311,527

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(3) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下、OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

(3) 市場価額のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
外部出資	4,397,918
合計	4,397,918

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	62,287,166	—	—	—	—	—
有価証券	—	100,000	200,000	—	200,000	8,800,000
貸出金(※1)	627,281	351,411	314,252	280,574	259,626	1,666,899
経済事業未収金(※2)	721,509	—	—	—	—	—
合計	63,635,957	451,411	514,252	280,574	459,626	10,466,899

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 187,306 千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権 14,696 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	65,802,440	1,830,850	2,800,150	362,499	845,837	—
借入金	7,229	7,229	6,954	5,454	5,454	26,932
設備借入金	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	1,060,000
経済事業未払金	1,996,173	—	—	—	—	—
合計	67,920,842	1,953,079	2,922,104	482,953	966,291	1,086,932

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

 その他有価証券で時価のあるもの

 その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	99,755	100,020	264
	地方債	399,926	404,100	4,173
	小 計	499,682	504,120	4,437
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	6,277,651	5,431,750	△845,901
	地方債	2,500,000	2,176,620	△323,380
	小 計	8,777,651	7,608,370	△1,169,281
合 計		9,277,333	8,112,490	△1,164,843

2. 当連結事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
3. 当連結事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

退職給付に係る会計基準の適用に関する注記

1. 当連結事業年度末における退職給付債務及び退職給付に係る負債の状況は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、金融機関との契約に基づく企業退職年金制度を採用しています。

子会社については、従業員の退職給付に備えるため、社員退職支給規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、退職給付債務の一部に充てるため、中小企業退職金共済事業本部との退職金共済契約に基づく退職給付制度を採用しています。

なお、退職給付に係る負債・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
期首における退職給付債務	912,237
勤務費用	41,564
利息費用	7,125
数理計算上の差異の発生額	△58,062
退職給付の支払	△43,563
期末における退職給付債務	859,301

(注) 簡便法適用子会社を含みます。

(3) 企業年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
期首における企業年金資産	1,506,636
期待運用収益	30,132
数理計算上の差異の発生額	△91,580
企業年金制度拠出金	46,490
退職給付の支払額	△38,191
期末における企業年金資産	1,453,487

(注) 簡便法適用子会社を含みます。

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(単位：千円)
退職給付債務	859,301
企業年金資産	△1,453,487
(うち未認識数理計算上の差異)	(△216,967)
退職給付に係る負債	36,138
退職給付に係る資産	△630,324

(注) 簡便法適用子会社を含みます。

(5) 退職給付に係る調整累計額に計上された事項

※未認識数理上の差異△216,967 千円（税効果控除前）を退職給付調整累計額に計上しています。

※退職給付調整累計額に計上された項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異 △216,967 千円

(6) 退職給付費用及びその内訳項目に関する事項

(単位：千円)

勤務費用	44,553
利息費用	7,125
期待運用収益 企業年金資産	△30,132
数理計算上の差異の費用処理額	△117,587
退職給付費用	△96,040

(注) 簡便法適用子会社を含みます。当該子会社の退職給付費用は勤務費用としています。

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりです。

① 企業年金資産

債券	48.95%
株式	47.78%
その他	3.27%
合計	100.0%

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金原資の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金原資の配分と年金原資を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②割引率	0.82%
③長期期待運用収益率 企業年金資産	2.0%

(10) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当連結事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は 11,579 千円となっています。

また、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 84,981 千円となっています。

税効果会計の適用に関する注記

1. 当連結事業年度末における税効果会計の適用状況は次のとおりです。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	326,389
繰越欠損金	49,739
資産除去債務	23,412
減損損失	15,577
賞与引当金	13,631
退職給付引当金	10,984
役員退職慰労引当金	9,316
借地権償却	5,407
その他	9,376
繰延税金資産小計	463,834
評価性引当額	△361,243
繰延税金資産合計	102,590

繰延税金負債

退職給付に係る資産	115,822
退職給付に係る調整累計額	60,794
資産除去債務に対する除去費用	960
繰延税金負債合計	177,577
繰延税金負債純額	74,986

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	27.31%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.91%
住民税均等割額	0.18%
事業分量配当	△13.03%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.69%
その他	△1.84%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.55%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

防衛特別法人税が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.31%から28.02%に変更されました。その結果、繰延税金負債が1,466千円増加し、法人税等調整額が1,466千円増加しています。

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記の5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記事項

オペレーティング・リース取引に関するもの

ファイナンス・リース取引以外のリース取引（オペレーティング・リース取引）については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	16,769	—	16,769

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。（解約可能なオペレーティング・リースの解約金は1年以内の未経過リース料に含めています）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の店舗等の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了による現状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の店舗等に使用されている有害物質を除去する義務についても資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は13年、割引率は2.252%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	197,256
時の経過による調整額	233
資産除去債務の履行による減少額	△112,288
期末残高	85,201

(8)連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高		
2. 資本剰余金増加高		
.....	()	()
3. 資本剰余金減少高		
.....	()	()
4. 資本剰余金期末残高		
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	9,514,274	9,780,729
2. 会計方針の変更による累計的影響	—	—
3. 遡及処理後利益剰余金期首残高	—	—
4. 利益剰余金増加高	346,029	266,199
当期剰余金	(346,029)	(266,199)
5. 利益剰余金減少高	79,574	114,028
出資配当金	(8,678)	(11,528)
事業分量配当	(70,896)	(102,500)
6. 利益剰余金期末残高	9,780,729	9,932,900

(9) 連結経営指標

① 連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益（事業収益）	6,382	5,291	5,651	5,896	5,664
信用事業	469	447	471	515	465
共済事業	369	331	314	303	295
購買事業					
販売事業					
農業関連事業	3,558	3,249	2,952	3,184	3,071
生活その他事業	1,942	1,216	1,860	1,849	1,784
営農指導事業	44	48	54	45	49
連結経常利益	583	403	219	299	325
連結当期剰余金	396	313	183	346	266
連結純資産額	10,276	10,188	9,936	10,071	9,209
連結総資産額	83,626	83,160	83,409	83,499	85,505
連結自己資本比率	27.78	28.07	28.67	29.92	30.93

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第9号）に基づき算出しています。

② 連結事業年度の経常収益等

(単位：百万円)

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
信用事業	経常収益	469	447	471	515	465
	経常利益	155	139	178	142	118
	資産の額	70,168	70,868	71,892	72,462	74,288
共済事業	経常収益	369	331	314	303	295
	経常利益	165	140	131	127	142
	資産の額	59	44	38	34	36
農業関連事業	経常収益	3,558	3,249	2,952	3,184	3,071
	経常利益	376	255	9	125	176
	資産の額	10,025	9,772	9,683	9,186	9,320
生活その他事業	経常収益	1,942	1,216	1,860	1,849	1,784
	経常利益	4	△ 20	43	42	29
	資産の額	3,071	2,240	1,840	1,632	1,671
営農指導事業	経常収益	44	48	54	45	49
	経常利益	△ 117	△ 111	△ 142	△ 137	△ 140
	資産の額	302	236	208	185	190
合計	経常収益	6,382	5,291	5,651	5,896	5,664
	経常利益	583	403	219	299	325
	資産の額	83,626	83,160	83,409	83,499	85,505

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位:百万円)

区分		令和5年度	令和6年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額		108	52	△ 56
危険債権額		4	2	△ 2
要管理債権		—	—	—
	三月以上延滞債権額	—	—	—
	貸出条件緩和債権額	—	—	—
小 計		113	55	△ 58
正常債権額		4, 508	4, 510	2
合 計		4, 621	4, 565	△ 55

(注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権の合計額」をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9. 連結自己資本の充実の状況

当農協グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を図っています。健全経営のため内部留保の増強に努めた結果、令和7年3月末の当農協の自己資本比率は、30.93%であり、国内基準の目安である4%を大幅に上回る水準を保持しています。

当連結グループの自己資本の多くを農協の自己資本が占めており、組合員の皆様の出資や事業の利用の結果の剰余金から構成されています。

普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	当農協
資本調達手段の概要	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参入した額（子会社の農協への出資控除後）	286百万円（前年度288百万円）

（注）

- 1 普通出資のうち714千円は処分未済持分として、脱退時の組合員の出資相当額を当農協で取得しており、この額はコア資本に不算入としています。
- 2 当農協の自資本は、組合員の普通出資によっています。
- 3 連結自己資本比率の対象となる子会社は100%出資子会社であり、子会社の普通株式はコア資本に算入されません。なお、子会社には普通株式以外の資本調達はありません。

当農協グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、当農協を中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 連結自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組員資本の額	9,954	10,068	
うち、出資金及び資本剰余金の額	288	286	
うち、再評価積立金の額	—	—	
うち、利益剰余金の額	9,780	9,932	
うち、外部流出予定額(△)	114	150	
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0	
コア資本に算入される評価・換算差額等	267	156	
うち、退職給付に係るものの額	267	156	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	2	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	2	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,226	10,227	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	58	37	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	58	37	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
退職給付に係る資産の額	637	630	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	695	667	
自己資本			
自己資本の額 (イ) - (ロ)	(ハ)	9,530	9,559
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	29,443	30,049	
資産（オン・バランス）項目	29,443	29,938	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
オフ・バランス項目	—	110	
CVAリスク相当額8パーセントで除して得た額	—	—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—	
勘定間の振替分	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,406	860	
フロア調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	31,850	30,910	
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	29.92%	30.93%	

- 「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するELMについては、令和6年度は告示第260条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。基礎的手法を採用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2)連結自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	252	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,789	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,831	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	60,140	12,028	481
法人等向け	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	320	123	4
抵当権付住宅ローン	440	153	6
不動産取得等事業向け	30	28	1
三月以上延滞等	25	5	0
取立未済手形	9	1	0
農業基金協会・信用保証協会等による保証付	1,391	134	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	221	221	8
（うち出資等のエクスポージャー）	221	221	8
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上記以外	10,806	16,747	669
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,176	10,441	417
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	31	78	3
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	6,598	6,226	249
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
（うちレックスルー方式）	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	83,260	29,443	1,177
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	83,260	29,443	1,177
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	2,406		96
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%
	31,850		1,274

②信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己
資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	219	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,387	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,731	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	62,327	12,465	498
（うち第一種金融商品取引業者および保 険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	920	389	15
（うちトラランザクター向け）	2	1	0
不動産関連向け	498	102	4
（うち自己居住用不動産等向け）	467	97	3
（うち賃貸用不動産向け）	17	5	0
（うち事業用不動産関連向け）	2	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADO向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	21	8	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	11	11	0
取立未済手形	4	0	0
信用保証協会等による保証付	1,504	147	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
株式等	221	221	8
上記以外	10,374	16,701	668
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段 のうち対象資産出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち最終中央金庫または残高面同組合連合 会の対象資本調達手段に係るエクスポー ジャー）	4,176	10,441	417
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー）	54	136	5
（うち最終主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有している他の金融機関 等に係るその他外部TLAC関連調達手段 に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち最終主等の議決権の百分の十を超える 議決権を保有していない他の金融機関等 に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエ クスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	6,142	6,123	244
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
（うちSTO・不良債権証券化適用対象外 分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—
（うちリスクスルー方式）	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフオールバック方式）	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエ クスポージャーに係る延滞指差によりリスク・ア セットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—
標準的手法を適用する エクスポージャー計	86,213	30,049	1,201
CVARリスク相当額÷0% （簡便法）	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	86,213	30,049	1,201
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 〈簡易方式・標準的〉	マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	0		0
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	860		34
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	30,910		1,236

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	860
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	34
BI	573
BIC	68

(注)

- 1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランス含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
(当農協はオフ・バランス取引、派生商品取引はありません。)
- 3 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 6 「経過措置によりリスクアセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 8 当農協では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{(\text{粗利益（正の値に限る）} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続きの概要

当農協グループでは、親会社にあたる農協以外に、与信（貸出等）を行っていないため、グループを総括した信用リスク管理手続等を定めていません。農協の信用リスク管理手法は単体開示内容17ページを参照ください。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスクアセット額は単体自己資本比率と同様標準的手法により算出しています。また、リスク・ウェイトの判定に当り使用する格付けは単体の適格格付機関及び格付けと同様です。

③信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国 内		83,260	3,768	8,695	—	25	86,213	3,756	9,293	—	33
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		83,260	3,768	8,695	—	25	86,213	3,756	9,293	—	33
法 人	農業	32	32	—	—	—	44	44	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	60,142	—	—	—	—	62,309	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	9	9	—	—	—	2	2	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	9,620	925	8,695	—	—	10,118	825	9,293	—	—
	上記以外	4,421	—	—	—	15	4,430	—	—	—	9
業 種 別 計		83,260	3,768	8,695	—	25	86,213	3,756	9,293	—	33
個 人	1年以下	59,385	244	—	—	—	62,578	250	—	—	—
	1年超3年以下	341	241	100	—	—	583	282	300	—	—
	3年超5年以下	431	230	200	—	—	383	183	200	—	—
	5年超7年以下	448	248	200	—	—	317	216	100	—	—
	7年超10年以下	1,343	1,243	100	—	—	1,765	1,162	602	—	—
	10年超	9,527	1,432	8,094	—	—	9,664	1,573	8,090	—	—
	期限の定めのないもの	11,783	127	—	—	—	10,922	87	—	—	—
残存期間別残高計		83,260	3,768	8,695	—	—	86,213	3,756	9,293	—	—

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」には「コミットメント」の融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	3	3	/	3	3	3	2	/	3	2
個別貸倒引当金	59	57	/	59	57	57	19	32	24	19

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額 及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償却	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償却
				目的 使用	その 他					目的 使用	その 他		
国 内		59	57	/	59	57	/	57	19	32	24	19	34
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計		59	57	/	59	57	/	57	19	32	24	19	34
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		59	57	/	59	57	/	57	19	32	24	19	34
業種別系		59	57	/	59	57	/	57	19	32	24	19	34

⑥信用リスク・アセット残高内訳表

(令和6年度)

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセット の額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	219	—	219	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	6,387	—	6,387	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	3,731	—	3,731	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発金融機関向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	62,327	—	62,327	—	12,465	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	—	—	—	—	—	—
(うち特定貸付債権向け)	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	772	1,480	320	148	389	83
(うちトラザクタ向け)	45	—	28	—	2	1	45
不動産関連向け	20~150	488	—	479	—	102	21
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	467	—	462	—	97	21
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	17	—	17	—	5	30
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	2	—	0	—	0	—
(うちその他不動産関連向け)	60	—	—	—	—	—	—
(うちADC向け)	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	6	—	5	—	8	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	11	—	11	—	11	100
取立未済手形	20	4	—	4	—	0	20
信用保証協会等による保証付	0~10	1,504	—	1,472	—	147	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	221	—	221	—	221	100
共済給付金貸付	0	0	—	0	—	0	—
上記以外	100~1250	10,354	0	10,354	0	16,701	161
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	4,176	—	4,176	—	10,441	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	54	—	54	—	136	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	6,123	0	6,123	0	6,123	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	30,049	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을 勘案した後の
エクスポージャーの額

令和6年度

(単位:百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6	—	—	—	—	0	6						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	3	—	—	—	—	—	0	3					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	62	—	—	—	—	—	—	0	62				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
株式等	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0			
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
（うちトランザクター向け）	0	—	—	—	0	0	0	0	0	0			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連のうち賃貸用不動産向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連のうち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
	60%	その他	合計										
不動産関連のうちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連のうちADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	0	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取立未済手形	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑧信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウェイト
1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付 あり	格付 なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト 0%	—	10,412	10,412
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	1,347	1,347
	リスク・ウェイト 20%	—	60,149	60,149
	リスク・ウェイト 35%	—	438	438
	リスク・ウェイト 50%	—	4	4
	リスク・ウェイト 75%	—	164	164
	リスク・ウェイト 100%	—	6,534	6,534
	リスク・ウェイト 150%	—	—	—
	リスク・ウェイト 250%	—	4,208	4,208
	その他	—	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—
	計	—	83,260	83,260

(注)

- 1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分
内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイトの区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値(%)	資産の額及び与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オフ・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	75,092	—	—	74,630
40%～70%	0	28	10%	3
75%	108	1,439	10%	249
80%	—	—	—	—
85%	53	—	—	53
90%～100%	194	11	10%	166
105%～130%	—	—	—	—
150%	5	—	—	5
250%	221	—	—	221
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	1	10%	0
計	75,676	1,480	10%	75,330

（注）

1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、組合のリスク管理の方針及び手続と同様に行っています。農協のリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 99）をご参照ください。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	7	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	0	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	7	—	—

(注)

- 1 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 2 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4 「上記以外」には、現金、取立未済手形、未決済取引、その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	7	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	7	—	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金、取立未済手形、未決済取引、その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においては農協のリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。農協のリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 17）をご参照ください。

(8) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においては農協のリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。農協のリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 110）をご参照ください。

②出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,397	4,397	4,397	4,397
合計	4,397	4,397	4,397	4,397

(注)「時価評価額」は時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当エクスポージャーは保有しておりません

(10) 金利リスクに関する事項

連結グループの金利リスクについては、グループの子会社には金融機関がなく、単独では自己資本比率規制の対象外であり、また連結グループの資産等に占める割合も少ないことから、グループとしては当組合のみで金利リスクを算定しています。①農協の金利リスクの算定手法及び②金利リスクに関する事項は、単体の該当ページ（P. 112）に記載しています。

財務諸表の正確性等に関する確認

確 認 書

1. 私は、当農協の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月17日

三ヶ日町農業協同組合
代表理事組合長 井口義朗

法定開示項目との比較

「農業協同組合法施行規則」第 204 条（JA 単体開示）及び第 205 条（連結開示）に基づく開示項目と当資料におけるその該当項目および掲載ページは次のとおりです。

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ
〔組合単体開示項目〕		
イ. 組合の概況及び組織に関する事項		
（1）業務の運営の組織		
（2）理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	当組合の概況 1 組合の機構	23
（3）事務所の名称及び所在地	当組合の概況 4 役員の状況	25
（4）特定信用事業代理業者に関する事項	当組合の概況 9 店舗・地区等の状況 （当組合にはありません）	26
ロ. 組合の主要な業務の内容	事業のご案内	27
	商品・サービスのご案内	33
ハ. 組合の主要な業務に関する事項		
（1）直近の事業年度における事業の概況	事業の概況	6
（2）直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す次の指標		
（i）経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	経営資料編 2. 損益状況 (1) 損益の推移	79
（ii）経常利益又は経常損失	経営資料編 2. 損益状況 (1) 損益の推移	79
（iii）当期剰余金又は当期損失金	経営資料編 2. 損益状況 (1) 損益の推移	79
（iv）出資金及び出資口数	経営資料編 2. 損益状況 (2) 主な財産状況等の推移	79
（v）純資産額	経営資料編 2. 損益状況 (2) 主な財産状況等の推移	79
（vi）総資産額	経営資料編 2. 損益状況 (2) 主な財産状況等の推移	79
（vii）貯金等残高	経営資料編 2. 損益状況 (2) 主な財産状況等の推移	79
（viii）貸出金残高	経営資料編 2. 損益状況 (2) 主な財産状況等の推移	79
（ix）有価証券残高	経営資料編 2. 損益状況 (2) 主な財産状況等の推移	79
（x）単体自己資本比率	経営資料編 2. 損益状況 (2) 主な財産状況等の推移	79
（x i）剰余金の配当の金額	経営資料編 2. 損益状況 (3) 剰余金の配当状況	79
（x ii）職員数	経営資料編 2. 損益状況 (2) 主な財産状況等の推移	79
（x iii）信託勘定等	（当組合にはありません）	
（3）直近の 2 事業年度における事業の状況を示す次の指標		
①主要な業務の状況を示す指標		
a 事業粗利益及び事業粗利益率	経営資料編 2. 損益状況 (4) 主な経営指標の状況	79
b 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	経営資料編 3. 信用事業の状況 (2) 信用事業収支の状況	81
c 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	経営資料編 3. 信用事業の状況 (3) 資金運用・調達の状況	81
d 受取利息及び支払利息の増減	経営資料編 3. 信用事業の状況 (4) 受取利息・支払利息の増減	80
e 総資産経常利益率及び資本経常利益率	経営資料編 2. 損益状況 (4) 主な経営指標の状況	79

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ
f 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	経営資料編 2. 損益状況 (4) 主な経営指標の状況	79
(2) 貯金に関する指標	経営資料編 2. 損益状況 (5) 利益総括表	80
a 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	経営資料編 3. 信用事業の状況 (10) 貯金の状況	86
b 固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他の区分毎の定期貯金の残高	経営資料編 3. 信用事業の状況 (10) 貯金の状況	86
(3) 貸出金等に関する指標	経営資料編 3. 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況	84
a 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	① 貸出金種類別残高 (構成比)	84
b 固定金利及び変動金利の区分毎の貸出金の残高	経営資料編 3. 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況	84
c 担保の種類別 (貯金等、有価証券、動産、不動産その他の担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。) の貸出金残高及び債務保証見返額	① 貸出金種類別残高 (構成比)	84
d 使途別 (設備資金及び運転資金の区分をいう。) の貸出金残高	④ 貸出金担保別の内訳	84
e 主要な農業関係の貸出実績	経営資料編 3. 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況	84
f 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金総額に対する割合	② 運転資金・設備資金別残高	84
g 貯貸率の期末値及び期中平均値	経営資料編 3. 信用事業の状況 (9) ⑤ 営農類型・資金種類別残高、⑥ 農業関係の受託貸付金残高	85
(4) 有価証券に関する指標	経営資料編 3. 信用事業の状況 (9) 貸出金等の状況	84
a 商品有価証券の種類別 (商品国債、商品地方債及び商品政府保証債の区分をいう。) の平均残高	③ 業種別貸出残高 (構成比)	81
b 有価証券の種類別 (国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の区分をいう。次において同じ。) の残存期間別の残高	経営資料編 3. 信用事業の状況 (1) 貯貸率及び貯証率の状況	81
c 有価証券の種類別の平均残高	経営資料編 3. 信用事業の状況 (11) 有価証券等の状況	88
d 貯証率の期末値及び期中平均値	③ 商品有価証券種類別残高 (構成比)	87
二. 組合の業務の運営に関する事項	経営資料編 3. 信用事業の状況 (11) 有価証券等の状況	87
(1) リスク管理の体制	① 有価証券種類別残高	87
(2) 法令遵守の体制	経営資料編 3. 信用事業の状況 (1) 貯貸率及び貯証率の状況	81
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	コンプライアンスへの取り組み	17
(4) 当組合が法第 11 条の 7 の 2 第 1 項第 1 号に定める手続実施基本契約を締結するする契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	リスク管理への取り組み	17
ホ. 組合の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する次の事項	地域貢献情報	16
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	金融 ADR 制度への対応	19
	経営資料編 1. 決算の状況	45

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 (i)破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (ii)危険債権 (iii)要管理債権 (iv)三月以上延滞債権 (v)貸出条件緩和債権 (vi)正常債権	経営資料編 3. 信用事業の状況 (5)貸出金等に関する指標 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生 開示債権区分に基づく債権の保全状況	82
(3) 元本補填契約のある金銭の信託	(当農協にはありません)	
(4) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣又は金融庁長官が別に定める事項	経営資料編 6. 自己資本の充実の状況	94
(5) 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益 (i)有価証券	経営資料編 3. 信用事業の状況 (11) 有価証券等の状況 ④有価証券等の時価情報	88
(ii)金銭の信託	経営資料編 3. 信用事業の状況 (11) 有価証券等の状況 ④有価証券等の時価情報	88
(iii)デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引	(当組合にはありません)	
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	経営資料編 3. 信用事業の状況 (7) 貸倒引当金の状況	83
(7) 貸出金償却の額	経営資料編 3. 信用事業の状況 (8) 貸出金償却の状況	83

省令に基づく開示項目	ディスクロージャー誌項目名	ページ
[連結開示項目]		
イ. 組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項		
(1) 組合及び子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	経営資料編 8. 連結情報 (1) グループの概況	116
(2) 子会社等に関する次に掲げる事項	経営資料編 8. 連結情報	
(i) 名称		116
(ii) 主たる営業所又は事務所の所在地		116
(iii) 資本金又は出資金		116
(iv) 事業の内容		116
(v) 設立年月日		116
(vi) 組合が有する議決権割合		116
(vii) 他の子会社等が有する議決権割合		116
ロ. 組合及びその子会社等の主要な業務に関する次の事項を連結したもの		
(1) 直近事業年度の事業概況	経営資料編 8. 連結情報 (3) 連結事業の概況	116
(2) 直近の 5 事業年度の次に掲げる経営指標	経営資料編 8. 連結情報 (9) 連結経営指標	151
(i) 経常収益（事業毎の状況及びその合計）	① 連結事業年度の主要な経営指標 ② 連結ベースの経常収益等	
(ii) 経常利益又は経常損失	経営資料編 8. 連結情報 (9) 連結経営指標	151
(iii) 当期利益又は当期損失	① 連結事業年度の主要な経営指標	151
(iv) 純資産額		151
(v) 総資産額		151
(vi) 連結自己資本比率		151
ハ. JA 及びその子会社等の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する次の事項を連結したもの		
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書		
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	経営資料編 8. 連結情報	116
(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	経営資料編 8. 連結情報	
(ii) 危険債権	(10) 農協法に基づく開示債権	152
(iii) 要管理債権		
(iv) 三月以上延滞債権		
(v) 貸出条件緩和債権		
(vi) 正常債権		
(3) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣又は金融庁長官が別に定める事項	経営資料編 9. 連結自己資本の充実の状況	153
(4) 組合及びその子法人等が 2 以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの。（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）	経営資料編 8. 連結情報 (9) 連結経営指標 ② 連結事業年度の経常収益等	151